

令和 8 年 9 月 1 日開会

令和 8 年第 3 回下妻市議会定例会議案

下 妻 市

令和 8 年第 3 回下妻市議会定例会議案目次

	頁
報告第9号	令和 7 年度下妻市財政の健全化判断比率について…………… 4
報告第10号	令和 7 年度下妻市公営企業の資金不足比率について…………… 7
報告第11号	一般財団法人下妻市開発公社令和 7 年度経営状況報告について…………… 10
報告第12号	株式会社ふれあい下妻令和 7 年度経営状況報告について…………… 31
報告第13号	専決処分の承認を求めることについて「令和 8 年度下妻市一般会計補正予算（第 3 号）について」…………… 47
議案第51号	下妻市印鑑条例の一部改正について…………… 59
議案第52号	下妻市市税条例の一部改正について…………… 63
議案第53号	財産の取得について…………… 82
議案第54号	訴えの提起について…………… 83
議案第55号	市道路線の認定について…………… 88
議案第56号	市道路線の廃止について…………… 91
議案第57号	令和 8 年度下妻市一般会計補正予算（第 4 号）について…………… 96
議案第58号	令和 8 年度下妻市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について…………… 115
議案第59号	令和 8 年度下妻市水道事業会計補正予算（第 2 号）について…………… 125
議案第60号	令和 8 年度下妻市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について…………… 133
議案第61号	下妻市教育委員会委員の任命について…………… 138

議案第62号	下妻市監査委員の選任について……………	140
認定第1号	令和7年度下妻市一般会計歳入歳出決算について……………	142 別冊
認定第2号	令和7年度下妻市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について……………	143 別冊
認定第3号	令和7年度下妻市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について……………	144 別冊
認定第4号	令和7年度下妻市介護保険特別会計歳入歳出決算について……………	145 別冊
認定第5号	令和7年度下妻市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について…	146 別冊
認定第6号	令和7年度下妻市水道事業会計決算について……………	147 別冊
認定第7号	令和7年度下妻市下水道事業会計決算について……………	148 別冊

報告第9号

令和7年度下妻市財政の健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和7年度下妻市財政の健全化判断比率について、監査委員の審査意見を付けて下記のとおり報告する。

令和8年9月1日提出

下妻市長 菊池 博

記

（単位 %）

区 分	令和7年度	早期健全化基準
実質赤字比率	－（比率なし）	13.09
連結実質赤字比率	－（比率なし）	18.09
実質公債費比率	7.4	25.0
将来負担比率	62.3	350.0

報告理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく下妻市財政の健全化判断比率について、監査委員の審査意見を付けて議会に報告するものである。

監 第 2 1 号

令和 8 年 8 月 1 0 日

下妻市長 菊 池 博 様

下妻市監査委員 舘 野 孝 男

下妻市監査委員 程 塚 裕 行

令和 7 年度健全化判断比率の審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された令和 7 年度健全化判断比率について審査をしたので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

令和 7 年度健全化判断比率の審査意見書

1 審査の期間

令和 8 年 7 月 2 2 日から令和 8 年 7 月 2 4 日まで

2 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びに算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係書類との照合及び計数の確認を行うとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、審査を実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

なお、健全化判断比率の数値は、次のとおりである。

(単位 %))

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	1 3 . 0 9
連結実質赤字比率	—	—	1 8 . 0 9
実 質 公 債 費 比 率	7 . 4	7 . 7	2 5 . 0
将 来 負 担 比 率	6 2 . 3	6 9 . 5	3 5 0 . 0

備考 表中の「—」は、該当数値がないことを示す。

(2) 個別意見

ア 令和 7 年度の実質赤字比率は、実質赤字が生じていないため算定されないことを確認した。

イ 令和 7 年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字が生じていないため算定されないことを確認した。

ウ 令和 7 年度の実質公債費比率は、早期健全化基準を下回っていることから財政の健全性は保たれていると判断できる。

エ 令和 7 年度の将来負担比率は、早期健全化基準を下回っていることから財政の健全性は保たれていると判断できる。

報告第10号

令和7年度下妻市公営企業の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和7年度下妻市公営企業の資金不足比率について、監査委員の審査意見を付けて下記のとおり報告する。

令和8年9月1日提出

下妻市長 菊池 博

記

（単位 ٪）

区 分	令和7年度	経営健全化基準
水道事業会計	－（比率なし）	20.0
下水道事業会計	－（比率なし）	20.0

報告理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく下妻市公営企業の資金不足比率について、監査委員の審査意見を付けて議会に報告するものである。

監 第 2 2 号

令和 8 年 8 月 1 0 日

下妻市長 菊 池 博 様

下妻市監査委員 舘 野 孝 男

下妻市監査委員 程 塚 裕 行

令和 7 年度資金不足比率の審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された令和 7 年度資金不足比率について審査をしたので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

令和7年度資金不足比率の審査意見書

1 審査の期間

令和8年7月22日から令和8年7月24日まで

2 審査の対象

資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の方法

審査に付された資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係書類との照合及び計数の確認を行うとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、審査を実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

(単位 %)

区 分	令和7年度 資金不足比率	令和6年度 資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	20.0

備考 表中の「—」は、該当数値がないことを示す。

(2) 個別意見

令和7年度の資金不足比率は、対象となる水道事業会計及び下水道事業会計ともに資金不足が生じていないため算定されないことを確認した。

報告第 1 1 号

一般財団法人下妻市開発公社令和 7 年度経営状況報告について

このことについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項及び地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 7 3 条の 5 第 1 項の規定により、別記のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

下妻市長 菊 池 博

報告理由

一般財団法人下妻市開発公社の令和 7 年度経営状況について、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項及び地方自治法施行令第 1 7 3 条の 5 第 1 項の規定により、議会に報告するものである。

令和 7 年度事業報告並びに決算報告書

一般財団法人 下妻市開発公社

令和 7 年度事業報告

平成 26 年 4 月に財団法人から一般財団法人へ移行した当公社は、公益法人としての社会的使命を果たすべく、企業誘致、工業団地造成等の公益目的事業を中核として事業を展開してきた。今後も下妻市の発展と市民生活の向上に寄与することを目的とし、堅実な法人運営に努めていく。

工業団地造成事業については、令和 5 年 6 月に着手した「しもつま中央工業団地」の造成工事が令和 7 年 5 月に完了し、同年 7 月には、誘致企業 3 社との土地売買本契約の締結及び土地の引渡しを滞りなく完了した。また、同団地の残工事として、糸繰川護岸工事、排水ポンプ監視計設置工事、カメラ付き防犯灯設置工事等の関連施設整備及び安全対策工事を実施した。

「しもつま中央工業団地緑地・調整池利活用事業」については、新たな誘客交流施設の整備に向け、令和 6 年度に引き続き基本構想の策定業務を進めた。令和 7 年 8 月には、誘致企業 3 社と連携して検討を行うため、各社から選出された委員による組織横断的な「プロジェクト会議」を設置し、定期的に開催した。同会議における検討を経て、令和 8 年 1 月に基本構想を策定し、翌 2 月には市民への公表及び当該構想に対する意見の募集を実施した。

一方、「しもつま鯨工業団地」の 3 号区画については、分譲先企業からの撤退の申出を受け、用地の買戻しを行った。当該区画については、新たな優良企業の誘致に向け、積極的な活動を展開する方針である。

収益事業については、水戸地方法務局下妻支局への貸付け、石の宮地区及び小島地区における一時貸付け等を通じて社有地の有効活用を図り、法人運営の健全化に資する財政基盤の安定に努めた。

今後も、地域産業の振興及び企業誘致による地域経済の活性化をはじめ、移住・定住促進事業などにおいて市政の一翼を担いながら、自立した組織として存続を図るとともに、将来を見据えた経営判断の下、地域課題の解決と市政の更なる発展に向け、事業の着実な推進に努めていく。

評 議 員 会 付 議 事 項

回 次	開催・決議年月日	事 項	裁 決
第 1 回	令和 7 年 6 月 17 日	令和 6 年度事業報告及び計算書類について	承認
		理事及び監事の選任について	可決

理 事 会 付 議 事 項

回 次	開催・決議年月日	事 項	裁 決
第 1 回	令和 7 年 5 月 23 日	令和 6 年度事業報告及び計算書類について	承認
		令和 7 年度事業計画及び予算について	可決
		理事及び監事候補者の選任について	可決
		しもつま鯨工業団地「3号区画」の用地買戻しについて	可決
		しもつま中央工業団地造成事業報告	-
		宅地開発可能性調査業務結果報告	-
		しもつま中央工業団地緑地・調整池利活用基本構想策定経過報告	-
第 2 回	令和 7 年 6 月 19 日	一般財団法人下妻市開発公社副理事長及び常務理事の選定について	可決
第 3 回	令和 7 年 10 月 30 日	開発公社事業資金の資産運用について	可決
		しもつま中央工業団地緑地・調整池利活用事業 基本構想（案）について	可決
第 4 回	令和 7 年 12 月 16 日	しもつま中央工業団地緑地・調整池利活用 基本構想（案）の一部修正について	可決
		しもつま中央工業団地緑地・調整池利活用 基本計画策定に係る事業者公募について	可決

事業報告附属明細書

令和7年度事業報告においては、「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当するものはない。

以 上

正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科目名	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
1 基本財産運用益	636	18	618
1 基本財産受取利息	636	18	618
2 事業収益	8,347,278,502	4,891,366	8,342,387,136
1 土地売却収益	8,341,990,180	0	8,341,990,180
2 土地貸付収益	3,463,495	4,891,366	△ 1,427,871
3 広告宣伝費	66,000	0	66,000
4 参加費収入	102,500	0	102,500
5 受託事業収益	1,656,327	0	1,656,327
3 雑収益	3,835,788	405,313	3,430,475
1 受取利息	3,835,788	405,313	3,430,475
2 雑収益	0	0	0
経常収益計	8,351,114,926	5,296,697	8,345,818,229
(2) 経常費用			
1 事業費	5,108,513,756	24,046,915	5,084,466,841
1 売上原価	5,020,571,324	0	5,020,571,324
2 給料手当	946,786	1,138,064	△ 191,278
3 旅費交通費	183,487	558,001	△ 374,514
4 接待交際費	453,293	245,072	208,221
5 広告宣伝費	1,355,650	128,000	1,227,650
6 通信運搬費	74,247	82,887	△ 8,640
7 消耗什器備品費	0	0	0
8 消耗品費	332,059	624,830	△ 292,771
9 修繕費	125,115	153,795	△ 28,680
10 印刷製本費	0	0	0
11 燃料費	83,745	116,360	△ 32,615
12 減価償却費	506,641	441,120	65,521
13 支払手数料	53,020	52,525	495
14 奨励金	79,815,800	0	79,815,800
15 保険料	136,989	139,311	△ 2,322
16 水道光熱費	278,430	0	278,430
17 委託費	2,174,810	8,820,350	△ 6,645,540
18 工事請負費	0	3,446,300	△ 3,446,300
19 会議費	86,260	0	86,260
20 支払負担金	78,000	7,800,000	△ 7,722,000
21 支払利息	0	0	0
22 租税公課	1,240,600	300,300	940,300
23 研修費	17,500	0	17,500
2 管理費	570,008	377,836	192,172
1 役員報酬	80,000	80,000	0
2 給料手当	29,776	0	29,776
3 旅費交通費	0	0	0
4 会議費	0	0	0
5 通信運搬費	131,009	0	131,009
6 消耗什器備品費	0	0	0
7 消耗品費	34,859	69,425	△ 34,566
8 修繕費	0	0	0
9 燃料費	5,650	12,929	△ 7,279
10 減価償却費	56,293	49,013	7,280
11 支払手数料	770	990	△ 220
12 保険料	15,221	15,479	△ 258

正 味 財 産 増 減 計 算 書
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

科目名	当年度	前年度	増 減
13 委託費	183,700	68,200	115,500
14 租税公課	16,230	13,600	2,630
15 研修費	16,500	68,200	△ 51,700
経常費用計	5,109,083,764	24,424,751	5,084,659,013
評価損益等調整前当期経常増減額	3,242,031,162	△ 19,128,054	3,261,159,216
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	3,242,031,162	△ 19,128,054	3,261,159,216
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	3,242,031,162	△ 19,128,054	3,261,159,216
一般正味財産期首残高	2,204,042,275	2,223,170,329	△ 19,128,054
一般正味財産期末残高	5,446,073,437	2,204,042,275	3,242,031,162
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	1,000,000	1,000,000	0
指定正味財産期末残高	1,000,000	1,000,000	0
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	0	0	0
基金期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	5,447,073,437	2,205,042,275	3,242,031,162

正味財産増減計算書内訳書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科目名	事業費		管理費	金額合計
	公益事業	収益事業	法人会計	
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
1 基本財産運用益	0	0	636	636
1 基本財産受取利息	0	0	636	636
2 事業収益	8,343,646,507	3,631,995	0	8,347,278,502
1 土地売却収益	8,341,990,180	0	0	8,341,990,180
2 土地貸付収益	0	3,463,495	0	3,463,495
3 広告宣伝費	0	66,000	0	66,000
4 参加費収入	0	102,500	0	102,500
5 受託事業収益	1,656,327	0	0	1,656,327
3 雑収益	3,835,788	0	0	3,835,788
1 受取利息	3,835,788	0	0	3,835,788
2 雑収益	0	0	0	0
経常収益計	8,347,482,295	3,631,995	636	8,351,114,926
(2) 経常費用				
1 事業費	5,107,201,033	1,272,923	39,800	5,108,513,756
1 売上原価	5,020,571,324	0	0	5,020,571,324
2 給料手当	946,786	0	0	946,786
3 旅費交通費	183,487	0	0	183,487
4 接待交際費	453,293	0	0	453,293
5 広告宣伝費	1,355,650	0	0	1,355,650
6 通信運搬費	74,247	0	0	74,247
7 消耗什器備品費	0	0	0	0
8 消耗品費	290,400	34,859	6,800	332,059
9 修繕費	125,115	0	0	125,115
10 印刷製本費	0	0	0	0
11 燃料費	78,095	5,650	0	83,745
12 減価償却費	450,348	56,293	0	506,641
13 支払手数料	53,020	0	0	53,020
14 奨励金	79,815,800	0	0	79,815,800
15 保険料	121,768	15,221	0	136,989
16 水道光熱費	278,430	0	0	278,430
17 委託費	2,141,810	0	33,000	2,174,810
18 会議費	86,260	0	0	86,260
19 支払負担金	78,000	0	0	78,000
20 租税公課	79,700	1,160,900	0	1,240,600
21 研修費	17,500	0	0	17,500
2 管理費	0	0	570,008	570,008
1 役員報酬	0	0	80,000	80,000
2 給料手当	0	0	29,776	29,776
3 旅費交通費	0	0	0	0
4 会議費	0	0	0	0
5 通信運搬費	0	0	131,009	131,009
6 消耗什器備品費	0	0	0	0
7 消耗品費	0	0	34,859	34,859
8 修繕費	0	0	0	0
9 燃料費	0	0	5,650	5,650
10 減価償却費	0	0	56,293	56,293
11 支払手数料	0	0	770	770
12 保険料	0	0	15,221	15,221
13 委託費	0	0	183,700	183,700
14 租税公課	0	0	16,230	16,230
15 研修費	0	0	16,500	68,200

正味財産増減計算書内訳書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科目名	事業費		管理費	金額合計
	公益事業	収益事業	法人会計	
経常費用計	5,107,201,033	1,272,923	609,808	5,109,083,764
評価損益等調整前当期経常増減額	3,240,281,262	2,359,072	△ 609,172	3,242,031,162
評価損益等計				
当期経常増減額	3,240,281,262	2,359,072	△ 609,172	3,242,031,162
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	3,240,281,262	2,359,072	△ 609,172	3,242,031,162
一般正味財産期首残高	2,199,511,290	5,403,788	△ 872,803	2,204,042,275
一般正味財産期末残高	5,439,792,552	7,762,860	△ 1,481,975	5,446,073,437
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	1,000,000	0	0	1,000,000
指定正味財産期末残高	1,000,000	0	0	1,000,000
III 基金増減の部				
当期基金増減額	0	0	0	0
基金期首残高	0	0	0	0
基金期末残高	0	0	0	0
IV 正味財産期末残高	5,440,792,552	7,762,860	△ 1,481,975	5,447,073,437

貸 借 対 照 表
令和8年3月31日現在

(単位：円)

科目名	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
普通預金	265,720,930	430,630,781	△ 164,909,851
棚卸資産（土地）	1,600,590,379	3,941,775,788	△ 2,341,185,409
流動資産合計	1,866,311,309	4,372,406,569	△ 2,506,095,260
2 固定資産			
(1) 基本財産	1,000,000	1,000,000	0
定期預金	1,000,000	1,000,000	0
常陽銀行下妻支店	500,000	500,000	0
筑波銀行下妻営業部	500,000	500,000	0
基本財産合計	1,000,000	1,000,000	0
(2) その他の固定資産			
車両運搬具	937,094	1,326,789	△ 389,695
器具備品	450,351	438,388	11,963
営業保証金	600,000	600,000	0
預託金	24,280	24,280	0
土地	1,060,835,012	163,379,697	897,455,315
建設仮勘定	16,941,300	0	16,941,300
有価証券	0	0	0
定期預金	2,500,000,000	0	2,500,000,000
常陽銀行下妻支店	2,500,000,000	0	2,500,000,000
その他の固定資産合計	3,579,788,037	165,769,154	3,414,018,883
固定資産合計	3,580,788,037	166,769,154	3,414,018,883
資産合計	5,447,099,346	4,539,175,723	907,923,623
II 負債の部			
1 流動負債			
前受保証金	0	834,131,000	△ 834,131,000
預り金	25,909	2,448	23,461
流動負債合計	25,909	834,133,448	△ 834,107,539
2 固定負債			
長期借入金	0	1,500,000,000	△ 1,500,000,000
固定負債合計	0	1,500,000,000	△ 1,500,000,000
負債合計	25,909	2,334,133,448	△ 2,334,107,539
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
寄付金	1,000,000	1,000,000	0
指定正味財産合計	1,000,000	1,000,000	0
2 一般正味財産			
一般正味財産	5,446,073,437	2,204,042,275	3,242,031,162
一般正味財産合計	5,446,073,437	2,204,042,275	3,242,031,162
(うち基本財産への充当額)	1,000,000	1,000,000	0
正味財産合計	5,447,073,437	2,205,042,275	3,242,031,162
負債及び正味財産合計	5,447,099,346	4,539,175,723	907,923,623

財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

1 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産については、移動平均法による原価基準を採用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産については、定額法による減価償却を実施している。

(3) 消費税について

消費税の会計処理については、税込方式による。

2 固定資産の取得額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

カラーラツリング（4年目） （単位：円）

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	2,333,500	1,396,407	937,093
合計	2,333,500	1,396,407	937,093

カラーラツリング減価償却費予定表 （単位：円）

	使用月数	減価償却費	減価償却累計額	残存価格
初年度	7	227,322	227,322	2,106,178
2年目	12	389,695	617,017	1,716,483
3年目	12	389,695	1,006,712	1,326,788
4年目	12	389,695	1,396,407	937,093
5年目	12	389,695	1,786,102	547,398
6年目	12	389,695	2,175,797	157,703
7年目	5	157,702	2,333,499	1

ノア（9年目） （単位：円）

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	2,683,624	2,683,623	1
合計	2,683,624	2,683,623	1

ドローン（5年目）

（単位：円）

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	286,121	271,814	14,307
合計	286,121	271,814	14,307

ドローン減価償却費予定表

（単位：円）

	使用月数	減価償却費	減価償却累計額	残存価格
初年度	9	42,918	42,918	243,203
2年目	12	57,224	100,142	185,979
3年目	12	57,224	157,366	128,755
4年目	12	57,224	214,590	71,531
5年目	12	57,224	271,814	14,307
6年目	3	14,306	286,120	1

デスクトップパソコン（2年目）

（単位：円）

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	217,021	81,382	135,639
合計	217,021	81,382	135,639

デスクトップパソコン減価償却費予定表

（単位：円）

	使用月数	減価償却費	減価償却累計額	残存価格
初年度	6	27,127	27,127	189,894
2年目	12	54,255	81,382	135,639
3年目	12	54,255	135,637	81,384
4年目	12	54,255	189,892	27,129
5年目	6	27,128	217,020	1

プリンター（2年目）

（単位：円）

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	193,050	54,697	138,353
合計	193,050	54,697	138,353

プリンター減価償却費予定表

（単位：円）

	使用月数	減価償却費	減価償却累計額	残存価格
初年度	5	16,087	16,087	176,963
2年目	12	38,610	54,697	138,353
3年目	12	38,610	93,307	99,743
4年目	12	38,610	131,917	61,133
5年目	12	38,610	170,527	22,523
6年目	7	22,522	193,049	1

ノートパソコン（初年度）

（単位：円）

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	185,202	23,150	162,052
合計	185,202	23,150	162,052

ノートパソコン 減価償却費予定表

（単位：円）

	使用月数	減価償却費	減価償却累計額	残存価格
初年度	6	23,150	23,150	162,052
2年目	12	46,300	69,450	115,752
3年目	12	46,300	115,750	69,452
4年目	12	46,300	162,050	23,152
5年目	6	23,151	185,201	1

3 基本財産の明細

（単位：円）

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計		1,000,000	0	0	1,000,000

財 産 目 録

令和 8 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金預金			
	普通預金			
	常陽銀行	下妻支店	運転資金として	204, 472, 732
	筑波銀行	下妻営業部	運転資金として	38, 130, 779
	常総ひかり農協	下妻支店	運転資金として	23, 117, 419
	棚卸資産			
	棚卸資産(土地)	長塚地区 3, 901㎡ 石の宮地区 29, 818㎡ 鯨地区 76, 870. 09㎡		21, 658, 976 264, 414, 816 1, 314, 516, 587
流動資産合計				1, 866, 311, 309
(固定資産)	基本財産			
	定期預金			
	常陽銀行	下妻支店		500, 000
	筑波銀行	下妻営業部		500, 000
	その他の固定資産			
	車両運搬具			937, 094
	器具備品			450, 351
	営業保証金		宅地建物取引業営業保証金	600, 000
	預託金		車両リサイクル料金	24, 280
	土地	小島地区 3, 543㎡ 舟山地区 1, 589. 71㎡ 中央工業団地 51, 610. 55㎡	下妻市指定文化財「小島草庵跡地」であり、用地の一部を収益事業として隣接事業者へ貸付（駐車場） 収益事業として水戸地方法務局下妻支局へ貸付 しもつま中央工業団地 緑地・調整池利活用事業に係る事業用地	4, 390, 456 158, 989, 241 897, 455, 315
	建設仮勘定		しもつま中央工業団地 緑地・調整池利活用事業に係る施設整備に向けた事業費	16, 941, 300
	定期預金			
	常陽銀行	下妻支店		2, 500, 000, 000
固定資産合計				3, 580, 788, 037
資産合計				5, 447, 099, 346
(流動負債)				
	預り金		源泉徴収所得税の預り金	25, 909
流動負債合計				25, 909
負債合計				25, 909
正味財産				5, 447, 073, 437

土 地 調 書

令和8年3月31日現在

	土 地 所 在 地	面積 (㎡)	帳簿価格 (円)	備 考
長塚地区	下妻市長塚字瀬戸川501番 外5筆	3,901.00	21,658,976	棚卸資産
小島地区	下妻市小島字四体仏490番1	3,543.00	4,390,456	その他の固定資産
舟山地区	下妻市下妻字舟山甲41番4 外7筆	1,589.71	158,989,241	その他の固定資産
石の宮地区	下妻市石の宮字石の宮55番1 外1筆	29,818.00	264,414,816	棚卸資産
鯨地区	下妻市鯨2700番5	76,870.09	1,314,516,587	棚卸資産
中央工業団地地区	下妻市中央工業団地800番6 外2筆	51,610.55	897,455,315	その他の固定資産
棚卸資産(土地)計		110,589.09	1,600,590,379	
その他の固定資産計		56,743.26	1,060,835,012	
合 計		167,332.35	2,661,425,391	

監 査 意 見 書

一般財団法人下妻市開発公社定款第 23 条第 1 項の規定により、令和 8 年 4 月 22 日、理事長から提出された令和 7 年度事業報告並びに財務諸表の各項について証書、伝票、諸帳簿を監査した結果、いずれも適正なものと認める。

令和 8 年 4 月 22 日

監 事 谷田部 猛

監 事 風間 紀寿

令和 8 年度事業計画書並びに予算書

一般財団法人 下妻市開発公社

令和 8 年度事業計画書

1 基本方針

下妻市の総合開発に関連する工業用地、住宅用地等の取得、造成、斡旋及び処分などの諸計画を推進し、もって下妻市の発展と市民生活の向上に寄与する。

2 主な事業内容

(1) 公益目的事業

① 企業誘致関連事業

- ・しもつま中央工業団地緑地・調整池利活用事業

市開発公社が事業主体となり、誘致企業 3 社及び本事業への参画を希望する企業と連携し、「食と健康」をテーマとした企業連携型の誘客交流施設の整備を推進する。令和 8 年度は、基本計画を 12 月末を目途に策定する。

- ・誘致企業のフォローアップ

しもつま中央工業団地へ誘致した企業が円滑に工場の建設及び操業ができるよう、引き続き各種フォローアップ活動を進める。また、既存の市内企業に対しては、雇用確保に向けた合同企業説明会や工場見学バスツアーなどを通じて市と一体となって支援していく。

- ・しもつま鯨工業団地 3 号区画への企業誘致

土地買戻しを行った 3 号区画については、県をはじめとする関係機関と連携した企業誘致活動を積極的に展開し、大手優良企業の誘致による完売を目指す。

② その他の事業

「下妻市人口ビジョン・デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和 7 年度～令和 11 年度）の実現に向けて、新規誘致企業を中心に下妻市の魅力を P R し、市と連携した移住・定住につながる取組を推進する。

(2) 収益事業

水戸地方法務局下妻支局への長期貸付地である「舟山地区」や下妻市指定文化財「小島草庵」跡地である「小島地区」、「石の宮地区」の各保有地について、引き続き有効活用を図るため、土地貸付事業を行う。

(3) 法人会計事業

評議員会及び理事会の運営、法人会計業務等、一般財団法人として相応しい法令を遵守した組織運営を行う。

令和8年度予算書（正味財産）

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（単位：円）

科目名	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
1 基本財産運用益	1,000	1,000	0
1 基本財産受取利息	1,000	1,000	0
2 事業収益	3,000,000	8,301,500,000	△ 8,298,500,000
1 土地売却収益	0	8,300,000,000	△ 8,300,000,000
2 土地貸付収益	3,000,000	1,500,000	1,500,000
3 雑収益	20,001,000	3,021,000	16,980,000
1 受取利息	20,000,000	3,020,000	16,980,000
2 雑収益	1,000	1,000	0
経常収益計	23,002,000	8,304,522,000	△ 8,281,520,000
(2) 経常費用			
1 事業費	94,460,000	6,397,460,000	△ 6,303,000,000
1 売上原価	0	6,300,000,000	△ 6,300,000,000
2 給料手当	800,000	800,000	0
3 旅費交通費	300,000	300,000	0
4 接待交際費	300,000	300,000	0
5 広告宣伝費	300,000	300,000	0
6 通信運搬費	80,000	80,000	0
7 消耗什器備品費	30,000	30,000	0
8 消耗品費	500,000	500,000	0
9 修繕費	150,000	150,000	0
10 印刷製本費	50,000	50,000	0
11 燃料費	100,000	100,000	0
12 減価償却費	450,000	450,000	0
13 支払手数料	100,000	100,000	0
14 保険料	250,000	250,000	0
15 貸借料	50,000	50,000	0
16 委託費	7,000,000	10,000,000	△ 3,000,000
17 工事請負費	3,000,000	3,000,000	0
18 補償費	0	0	0
19 支払負担金	200,000	200,000	0
20 支払利息	0	0	0
21 租税公課	800,000	800,000	0
22 企業立地奨励金	80,000,000	80,000,000	0
2 管理費	730,000	730,000	0
1 役員報酬	80,000	80,000	0
2 給料手当	20,000	20,000	0
3 旅費交通費	0	0	0
4 会議費	0	0	0
5 接待交際費	0	0	0
6 通信運搬費	20,000	20,000	0
7 消耗什器備品費	100,000	100,000	0
8 消耗品費	100,000	100,000	0
9 修繕費	50,000	50,000	0
10 印刷製本費	20,000	20,000	0
11 燃料費	20,000	20,000	0

令和8年度予算書（正味財産）

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（単位：円）

科目名	予算額	前年度予算額	増 減
12 減価償却費	50,000	50,000	0
13 支払手数料	20,000	20,000	0
14 諸謝金	20,000	20,000	0
15 保険料	30,000	30,000	0
16 委託費	100,000	100,000	0
17 租税公課	100,000	100,000	0
経常費用計	95,190,000	6,398,190,000	△ 6,303,000,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 72,188,000	1,906,332,000	△ 1,978,520,000
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 72,188,000	1,906,332,000	△ 1,978,520,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 72,188,000	1,906,332,000	△ 1,978,520,000
一般正味財産期首残高	5,446,073,437	2,204,042,275	3,242,031,162
一般正味財産期末残高	5,373,885,437	4,110,374,275	1,263,511,162
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	1,000,000	1,000,000	0
指定正味財産期末残高	1,000,000	1,000,000	0
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	0	0	0
基金期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	5,374,885,437	4,111,374,275	1,263,511,162

一般財団法人下妻市開発公社 評議員及び役員名簿

評 議 員	猪 瀬 憲 一
評 議 員	浅 野 妙 子
評 議 員	栗 山 学
理 事 長	菊 池 博
副 理 事 長	渡 辺 尚
常 務 理 事	増 子 朋 哉
理 事	飯 田 博 之
理 事	風 間 紀 寿
理 事	黒 須 武
理 事	柴 崎 臣 光
理 事	保戸山 正 浩
理 事	菊 池 哲 也
理 事	横 瀬 哲 彦
理 事	谷 口 裕 治
理 事	小 島 英 之
理 事	小 田 和 男
監 事	谷田部 猛
監 事	岡 田 和 之

報告第 1 2 号

株式会社ふれあい下妻令和 7 年度経営状況報告について

このことについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項及び地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 7 3 条の 5 第 1 項の規定により、別記のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

下妻市長 菊 池 博

報告理由

株式会社ふれあい下妻の令和 7 年度経営状況について、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項及び地方自治法施行令第 1 7 3 条の 5 第 1 項の規定により、議会に報告するものである。

株式会社 ふれあい下妻

経営状況報告書

第 28 期

(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日)

第28期 営業報告書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

1. 営業の状況

《全体の状況》

本年度は、物価高騰の長期化による仕入価格や光熱費の上昇、人手不足、農作物の入荷量不足等により厳しい商業環境が続く中、当店では地域産品への関心の高まりや観光需要の回復を背景に、品揃えの充実、サービス向上及び誘客促進に努めるとともに、価格設定や原価の見直しにも継続して取り組みました。

販売面では、本年度にテレビ番組で当店が紹介されたことにより、放映後の来場者数及び売上高の増加につながりました。また、年間を通じて各種イベント企画や販売促進策に取り組んだ結果、従業員が一丸となって売上向上に努める体制が強化されました。

これらの取組により、本年度は売上高が前年対比 11.3%増となり過去最高額を達成するとともに、来場者数についても前年を上回るなど、一定の成果を収めることができました。

一方で、昨今の物価高騰などによる経費の増加により、安定した利益を確保することが引き続き大きな課題となっています。本年度の下妻市への売上割戻金につきましては、支払を履行することにより今年度の決算が赤字となってしまうため、協議の上、免除いただくこととなりました。今後も、商品力の強化、サービスの向上及び店舗運営の更なる効率化を推進し、安定した経営基盤の構築と持続的な成長に努めてまいります。

《全体売上げ・来場者数》

	本年度	前年度	前年度対比	対比率
売上高	972,376 千円	873,672 千円	98,704 千円	111.3%
来場者数（直営店）	660,315 人	645,460 人	14,855 人	102.3%
来場者数（テナントを含む）	729,000 人	722,457 人	6,543 人	100.9%

《農産物直売コーナー》

農産物直売においては、旬の野菜や果物の安定的な確保に努めるとともに、地域農産物の販売促進に取り組みました。

9月の「創業祭」では、テレビ番組で当店の「詰め放題」が紹介されたことを契機に、多くの来場者を迎えることができ、集客及び売上向上につながりました。

一方で、野菜の入荷量不足や米不足等の影響により、仕入れ及び販売面では厳しい状況も見られ、農産物の安定確保が今後の課題となっております。

主な取組は、次のとおりです。

①猛暑の影響による野菜類の入荷量不足に対応するため、地域内外の生産者等との取引を強化

②農協及び行政と連携した春の「メロン」「小玉スイカ」、秋の「貯蔵梨」等の試食販売会への協力

③農協との事前調整により、夏季期間における梨の販売数量を確保
売上高は 338,556 千円となり、前年度比 3,247 千円の減少となりました。

	本年度	前年度	前年度対比	対比率
売上高	338,556 千円	341,803 千円	△3,247 千円	99.1%
来場者数	203,314 人	213,291 人	△9,977 人	95.3%

《物産コンビニコーナー》

商品力の向上を図るため、販売データの分析を踏まえた商品構成の見直しを行うとともに、季節商品の展開、セット販売、新商品の導入などに取り組みました。

また、利用者のニーズや季節ごとの催事に応じた売場づくりを進めることで、地域産品の魅力の発信、継続的な来店機会の創出及び販売促進に努めました。

主な取組は、次のとおりです。

①期間限定商品や地域性のある商品の展開、テーマ別ミニフェアの開催及び季節ごとの催事に合わせた販売促進による売場の活性化

②通年販売商品の贈答需要を喚起するため、箱・ラッピング等を活用したギフト利用の提案強化

売上高は 179,210 千円となり、前年度比 6,718 千円の増加となりました。

	本年度	前年度	前年度対比	対比率
売上高	179,210 千円	172,492 千円	6,718 千円	103.9%
来場者数	154,073 人	149,776 人	4,297 人	102.9%

《BAKERY しもんぱん》

主力商品の販売強化と季節商品・新商品の展開により、商品の魅力向上と販売促進に努めました。

その結果、年間を通じて好調に推移し、売上高は過去最高額となりました。
主な取組は、次のとおりです。

- ①原材料価格の高騰を踏まえた販売価格の見直しを行うとともに、利用者へのサービスとして月2回の特売日「パンの日」を設定
- ②夏季における販売促進策として、季節感を意識した商品を展開
- ③カスミ「ブランデ」の2店舗において、約2か月、当店商品の販売を実施
売上高は132,739千円となり、前年度比13,174千円の増加となりました。

	本年度	前年度	前年度対比	対比率
売上高	132,739 千円	119,565 千円	13,174 千円	111.0%
来場者数	133,296 人	124,698 人	8,598 人	106.9%

《お食事処しもん亭》

季節献立や納豆料理などの提供に加え、メガ盛メニュー等の特色ある商品展開を行い、利用者のニーズに応じたメニューづくりと販売促進に取り組みました。

また、券売機の入替えにより、サイドメニュー等の選択性が向上し、利用者の利便性向上及び売上げの確保につながりました。

主な取組は、次のとおりです。

- ①食材価格の高騰を踏まえた販売価格の見直し
- ②新メニューや季節商品の展開による利用促進及び客単価の向上
売上高は73,134千円となり、前年度比2,028千円の増加となりました。

	本年度	前年度	前年度対比	対比率
売上高	73,134 千円	71,106 千円	2,028 千円	102.9%
来場者数	52,756 人	51,889 人	867 人	101.7%

《そば打ちめいじん亭》

定期的な新作献立や季節商品の展開により利用者の関心を高めるとともに、弁当・惣菜類の販売強化に取り組みました。

また、新そばフェアをはじめとした販売促進策の実施により、来店機会の創出と売上向上を図った結果、売上高は過去最高となりました。

主な取組は、次のとおりです。

①食材価格の高騰を踏まえた販売価格の見直し

②新作献立、季節商品及び弁当・惣菜類の販売強化による利用促進

売上高は 81,588 千円となり、前年度比 10,473 千円の増加となりました。

	本年度	前年度	前年度対比	対比率
売上高	81,588 千円	71,115 千円	10,473 千円	114.7%
来場者数	49,108 人	46,220 人	2,888 人	106.2%

《下妻納豆福よ来い》

納豆工場においては、メディアでの紹介等により商品の認知度が向上するとともに、取引先の増加により納品数が伸長し、売上額は過去最高となりました。

主な取組は、次のとおりです。

①販売促進イベントの開催

②セット販売、特売及び試食販売の展開

③冷蔵設備の増設による販売体制の強化

売上高は 75,311 千円となり、前年度比 6,680 千円の増加となりました。

	本年度	前年度	前年度対比	対比率
売上高	75,311 千円	68,631 千円	6,680 千円	109.7%

《宝くじ売場》

宝くじ売場においては、ジャンボ宝くじの発売時期や吉日など、購入需要が高まる機会を捉え、安定した売場運営に努めました。

主な取組は、次のとおりです。

①ジャンボ宝くじの発売初日に、大宝八幡宮の宮司を招き「当選祈願祭」を年 2 回実施

②天赦日、一粒万倍日、大安などの吉日に合わせた売場対応の実施

※以下の金額は、手数料収入です。

	本年度	前年度	前年度対比	対比率
販売手数料	7,447 千円	8,023 千円	△576 千円	92.8%
来場者数	60,251 人	57,845 人	2,406 人	104.2%

千円未満を四捨五入しているため、前年度対比が一致しない場合があります。

《地域未来推進室》

市内特産品や地域資源の掘り起こしを行い、ふるさと納税返礼品としての登録や当店での販売を通じて、地域ブランドの確立と販路拡大に取り組みました。

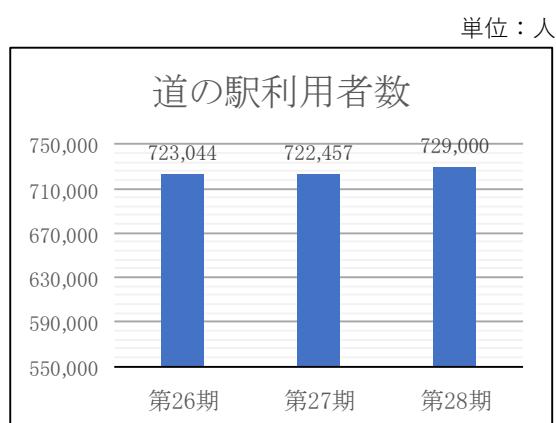
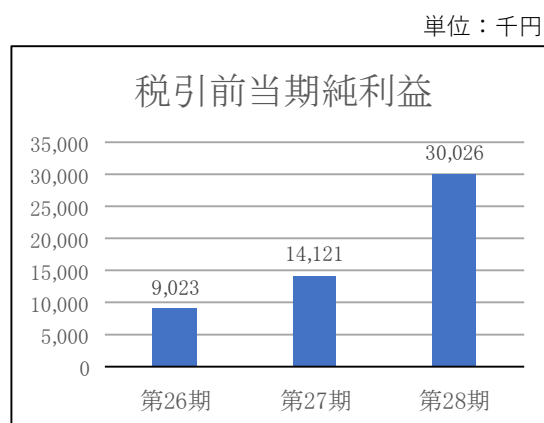
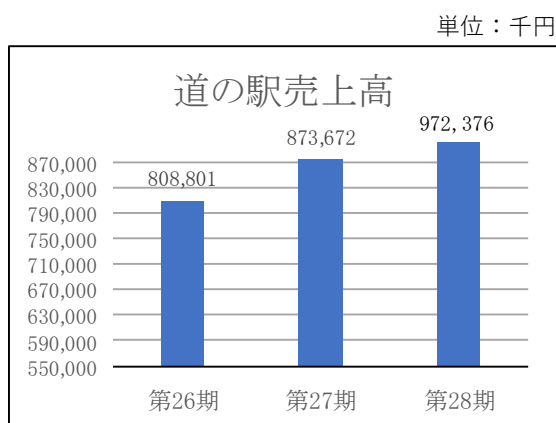
また、事業者等に対してふるさと納税返礼品の登録の支援や商品開発のサポートを行い、ふるさと納税額の増加につなげました。今後も、下妻市と連携しながら、制度改正や他店との競合状況を踏まえた取組を進めてまいります。

主な取組は、次のとおりです。

①市内特産品・地域資源の掘り起こしと販路拡大

②ふるさと納税返礼品登録に向けた事業者支援及び商品開発サポート

本年度は 79,840 千円の手数料収入がありました。



単位：千円

	第26期	第27期	第28期	前期比増減	前期比
道の駅売上高(千円)	808,801	873,672	972,376	98,704	111.3%
税引前当期純利益(千円)	9,023	14,121	30,026	15,905	212.6%
道の駅利用者数(人)	723,044	722,457	729,000	6,543	100.9%

2. 従業員の状況（令和8年4月1日現在）

単位：人

	従業員数	前年比
正社員	23	1
嘱託	0	0
パート	40	2
アルバイト	15	2
派遣社員	0	△1
合計	78	4

貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【 流 動 資 産 】	297,003,781	【 流 動 負 債 】	161,826,048
現 金 及 び 預 金	236,086,406	買 掛 金	112,873,436
売 掛 金	41,736,401	未 払 金	871,343
商 品	13,013,001	未 払 消 費 税	8,829,200
貯 蔵 品	2,515,766	未 払 費 用	29,570,598
前 渡 金	93,506	預 り 金	1,019,281
未 収 入 金	1,684,599	前 受 金	1,901,110
立 替 金	2,248,278	未 払 法 人 税 等	6,691,900
前 払 費 用	52,924	仮 受 金	69,180
貸 倒 引 当 金	△ 427,100		
【 固 定 資 産 】	28,335,653	【 固 定 負 債 】	2,076,359
[有 形 固 定 資 産]	23,318,033	預 り 保 証 金	1,860,000
建 物	4,138,038	長 期 未 払 金	216,359
建 物 付 属 設 備	6,179,892		
構 築 物	4,117,461	負 債 の 部	163,902,407
機 械 ・ 装 置	465,132		
車 両 ・ 運 搬 具	3		
工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	8,417,507	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	0	【 株 主 資 本 】	161,437,027
[無 形 固 定 資 産]	2,038,000	[資 本 金]	25,000,000
ソ フ ト ウ ェ ア	2,038,000	[利 益 剰 余 金]	137,737,027
[投 資 そ の 他 の 資 産]	2,979,620	利 益 準 備 金	648,800
出 資 金	9,000	〈その他利益剰余金〉	137,088,227
長 期 前 払 費 用	70,620	別 途 積 立 金	20,000,000
保 証 金	2,900,000	繰 越 利 益 剰 余 金	117,088,227
		[自 己 株 式]	△ 1,300,000
		純 資 産 の 部	161,437,027
資 産 の 部 計	325,339,434	負 債 ・ 純 資 産 の 部 計	325,339,434

損 益 計 算 書

(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日)

(単位：円)

科 目	金 額	
経常損益の部		円
【営業損益の部】		
売上高	972,376,596	
売上高合計		972,376,596
期首棚卸高	11,508,505	
仕入高	571,741,312	
合計	583,249,817	
期末棚卸高	13,013,001	
売上原価合計		570,236,816
売上総利益(損失)		402,139,780
販売費及び一般管理費合計		391,986,263
営業利益(損失)		10,153,517
【営業外損益の部】		
受取利息	120,700	
貸倒引当金戻入額	242,600	
雑収入	19,586,837	
営業外収益合計		19,950,137
支払利息割引料	74,515	
繰延資産償却	1	
雑損失	2,907	
営業外費用合計		77,423
経常利益(損失)		30,026,231
特別損益の部		
固定資産除却損	3	
特別損失合計		3
税引前当期純利益(損失)		30,026,228
法人税及び住民税及び事業税	8,456,600	
当期純利益		21,569,628

販 売 費 ・ 一 般 管 理 費

(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日)

(単位：円)

科 目					金 額	
事 務 員 給 与	従 業 員 賞 与	法 定 福 利 費	厚 生 費	雑 給	25,736,441	
販 売 員 給 与	販 売 員 旅 費	広 告 宣 伝 費	発 送 配 達 費	支 払 手 数 料	151,033,868	
リ ー ス 料	減 価 却 費	地 代 家 賃	修 繕 費	通 信 交 通 費	793,692	
水 道 光 熱 費	租 税 公 課	寄 附 金	接 待 交 際 費	保 険 料	8,103,030	
備 品 ・ 消 耗 品 費	管 理 諸 費	会 議 費	研 修 費	車 両 燃 料 費	19,711,355	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	車 両 修 繕 費	委 託 警 備 費	委 託 清 掃 費	雑 費	19,823,637	
					5,663,048	
					4,524,133	
					145,000	
					11,425,487	
					1,730,159	
					23,210,020	
					435,585	
					105,840	
					899,881	
					1,928,380	
					26,739,013	
					17,397,221	
					52,056	
					36,892	
					1,127,394	
					427,100	
					607,391	
					619,320	
					7,505,575	
					84,001	
販売費及び一般管理費合計						391,986,263

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日)

(単位：円)

	当 期 首 残 高	変 動 事 由		当期変動額合計	当 期 末 残 高
		当 期 純 利 益	自己株式の取得		
資本金	25,000,000			0	25,000,000
資本金合計	25,000,000			0	25,000,000
利益準備金	648,800			0	648,800
利益準備金合計	648,800			0	648,800
別途積立金	20,000,000			0	20,000,000
繰越利益剰余金	95,518,599	21,569,628		21,569,628	117,088,227
その他利益剰余金合計	115,518,599			21,569,628	137,088,227
利益剰余金合計	116,167,399			21,569,628	137,737,027
自己株式	△ 1,300,000			0	△ 1,300,000
自己株式合計	△ 1,300,000			0	△ 1,300,000
株主資本合計	139,867,399			21,569,628	161,437,027
純資産の部合計	139,867,399			21,569,628	161,437,027

第 28 期利益処分について

剰余金処分案は、次のとおりです。

配当金	無し
-----	----

監査報告書

株式会社ふれあい下妻、令和7年4月1日から令和8年3月31日
までの第28期事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動
計算書、個別注記票、事業報告及び付属明細書を監査しました結果、
適正かつ正確であることを認めます。

令和8年5月18日

株式会社ふれあい下妻

代表取締役 須藤 豊次 殿

監査役 古澤 真人

監査役 小田部 安男

令和 8 年度損益見込

《株式会社ふれあい下妻・道の駅しもつま》

単位:千円

科 目	令和7年度	令和8年度	前期対比
売上高	972,376	907,000	93.3%
売上原価	570,236	531,295	93.2%
売上原価率	58.6%	58.5%	99.8%
売上総利益	402,140	375,705	93.4%
人件費	238,891	240,000	100.5%
一般管理費	153,095	110,000	71.9%
【販売費及び一般管理費】	391,986	350,000	89.3%
営業損益	10,153	25,705	253.2%
営業外損益	19,872	7,900	39.8%
経常利益	30,025	33,605	111.9%
税引前利益	30,025	33,605	111.9%
法人税	8,456	4,650	55.0%
経常利益	21,569	28,955	134.2%

千円未満を四捨五入しているため、内訳の合計と合計額が一致しない場合があります。

キャッシュフロー計算書

(単位：円)
自 令和7年4月 1日
至 令和8年3月31日

株式会社 ふれあい下妻

項 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュフロー	
税引前当期利益	30,026,228
減価償却費	4,524,134
貸倒引当金の増減額	184,500
退職給付引当金の増減額	0
受取利息及び受取配当金	△ 120,700
支払利息及び割引料	74,515
固定資産除却損	0
売上債権の増減額	△ 16,833,021
棚卸資産の増減額	△ 2,402,972
その他流動資産の増減額	△ 1,502,217
仕入債務の増減額	71,258,413
未払費用の増減額	△ 20,045,075
未払消費税等の増減額	3,126,400
その他流動負債の増減額	3,336,070
(小計)	71,626,275
利息及び配当金の受取額	120,700
利息及び割引料の支払額	△ 74,515
法人税等の支払額	△ 8,456,600
営業活動によるキャッシュフロー	63,215,860
II 投資活動によるキャッシュフロー	
固定資産の取得による支出	△ 7,280,002
固定資産の売却による収入	3
投資活動によるキャッシュフロー	△ 7,279,999
III 財務活動によるキャッシュフロー	
短期借入金増減額	△ 4,702,000
長期借入による収入	0
長期借入金の返済による支出	0
その他財務活動の増減額	0
財務活動によるキャッシュフロー	△ 4,702,000
IV 現金及び現金同等物の増加額	51,233,861
V 現金及び現金同等物期首残高	184,852,545
VI 現金及び現金同等物期末残高	236,086,406

報告第13号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和8年度下妻市一般会計補正予算（第3号）について別記のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年9月1日提出

下妻市長 菊池 博

報告理由

市長の死去に伴う下妻市長選挙の執行に係る予算を措置する令和8年度下妻市一般会計補正予算（第3号）について、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものである。

裁決第 6 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 6 月 26 日

下妻市長職務代理者

下妻市副市長 渡 辺 尚

令和 8 年度下妻市一般会計補正予算（第 3 号）について（別記）

令和 8 年度

下妻市補正予算書

一 般 会 計

目 次

一般会計補正予算	51
補正予算に関する説明書	
一般会計事項別明細書	
総括	53
歳入	55
歳出	56
補正予算給与費明細書	57

令和８年度下妻市一般会計補正予算（第３号）

令和８年度下妻市一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２２，２０５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２０，９９９，８８２千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和８年６月２６日

下妻市長職務代理者

下妻市副市長 渡 辺 尚

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19. 繰越金		399,329	22,205	421,534
	1. 繰越金	399,329	22,205	421,534
歳 入 合 計		20,977,677	22,205	20,999,882

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		3,678,198	22,205	3,700,403
	4. 選挙費	34,743	22,205	56,948
歳 出 合 計		20,977,677	22,205	20,999,882

下妻市一般会計
歳入歳出補正予算事項別明細書（第3号）

1. 総括
(歳入) (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合 (%)
1. 市 税	6,419,591		6,419,591	30.6
2. 地 方 譲 与 税	256,506		256,506	1.2
3. 利 子 割 交 付 金	10,741		10,741	0.0
4. 配 当 割 交 付 金	48,353		48,353	0.2
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	60,408		60,408	0.3
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	137,500		137,500	0.7
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,237,507		1,237,507	5.9
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	730		730	0.0
9. 地 方 特 例 交 付 金	83,000		83,000	0.4
10. 地 方 交 付 税	2,850,000		2,850,000	13.6
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,592		2,592	0.0
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	46,604		46,604	0.2
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	100,808		100,808	0.5
14. 国 庫 支 出 金	3,267,156		3,267,156	15.6
15. 県 支 出 金	1,666,847		1,666,847	7.9
16. 財 産 収 入	39,891		39,891	0.2
17. 寄 附 金	1,530,001		1,530,001	7.3
18. 繰 入 金	2,197,240		2,197,240	10.5
19. 繰 越 金	399,329	22,205	421,534	2.0
20. 諸 収 入	317,473		317,473	1.5
21. 市 債	305,400		305,400	1.4
歳 入 合 計	20,977,677	22,205	20,999,882	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	割合 (%)
1. 議会費	193,344		193,344	0.9
2. 総務費	3,678,198	22,205	3,700,403	17.6
3. 民生費	7,403,173		7,403,173	35.3
4. 衛生費	1,462,696		1,462,696	7.0
5. 労働費	44,363		44,363	0.2
6. 農業費	953,393		953,393	4.5
7. 商工費	537,070		537,070	2.6
8. 土木費	1,596,248		1,596,248	7.6
9. 消防費	900,580		900,580	4.3
10. 教育費	2,324,685		2,324,685	11.1
11. 災害復旧費	5		5	0.0
12. 公債費	1,853,922		1,853,922	8.8
13. 予備費	30,000		30,000	0.1
歳出合計	20,977,677	22,205	20,999,882	100.0

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源			内 訳
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			22, 205
			22, 205

2. 歳 入
(款) 19. 繰越金 (項) 1. 繰越金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 繰 越 金	399,329	22,205	421,534

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 前 年 度 繰 越 金	22,205	前年度繰越金増

3. 歳 出
(款) 2. 総務費 (項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
3. 諸 選 挙 費	21,693	22,205	43,898			
計	34,743	22,205	56,948			

(単位 千円)

訳	節		説 明
一般財源	区 分	金 額	
22,205	1. 報 酬	1,914	02 市長選挙費 22,205
			1 報酬 1,914
	3. 職員手当等	5,428	委員長 37
			委員 3人分 93
	10. 需 用 費	3,134	投票管理者 30人分 435
			投票立会人 60人分 744
	11. 役 務 費	5,495	選挙長 25
			選挙立会人 5人分 51
	12. 委 託 料	1,252	期日前投票管理者 15人分 192
			期日前投票立会人 30人分 327
	13. 使用料及び賃借料	384	会計年度任用職員報酬 10
			3 職員手当等 5,428
			時間外勤務手当 5,110
22,205	18. 負担金補助及び交付金	4,598	管理職員特別勤務手当 318
			10 需用費 3,134
			消耗品費 1,797
			食糧費 196
			印刷製本費 791
			光熱水費 350
			11 役務費 5,495
			郵便料 2,425
			手数料 3,070
			12 委託料 1,252
			期日前投票受付業務委託料 476
			投票所入場券作成委託料 776
			13 使用料及び賃借料 384
			投票所その他使用料 226
			自動車等借上料 158
			18 負担金補助及び交付金 4,598
			選挙運動公営費
22,205			

(1)補正予算給与費明細書

1. 特別職

区 分		職員数 (人)	給 与			
			報 酬	給 料	期 末 手 当 3. 50ヶ月分	地 域 手 当
補正後	長 等	3		25, 560	8, 574	
	議 員	18	80, 880		27, 129	
	その他の特別職	1, 211	62, 892			
	計	1, 232	143, 772	25, 560	35, 703	
補正前	長 等	3		25, 560	8, 574	
	議 員	18	80, 880		27, 129	
	その他の特別職	1, 066	60, 988			
	計	1, 087	141, 868	25, 560	35, 703	
比 較	長 等	0		0	0	
	議 員	0	0		0	
	その他の特別職	145	1, 904			
	計	145	1, 904	0	0	

2. 一般職

(1) 総 括

区 分	職員数(人)	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	(244) 298	531, 854	1, 238, 626	974, 375
補 正 前	(244) 298	531, 844	1, 238, 626	968, 947
比 較	(0) 0	10	0	5, 428

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当の内訳	区 分	管理職手当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	時間外勤務手当
	補 正 後	45, 880	491	36, 566	52, 762	70, 727
	補 正 前	45, 880	173	36, 566	52, 762	65, 617
	比 較	0	318	0	0	5, 110

(単位 千円)

費			共 済 費	合 計	備 考 (退職手当負担金)
寒 冷 地 手 当	その他の手当	計			
	48	34, 182	5, 288	39, 470	3, 561
		108, 009	20, 055	128, 064	
		62, 892		62, 892	
	48	205, 083	25, 343	230, 426	3, 561
	48	34, 182	5, 288	39, 470	3, 561
		108, 009	20, 055	128, 064	
		60, 988		60, 988	
	48	203, 179	25, 343	228, 522	3, 561
	0	0	0	0	0
		0	0	0	
		1, 904		1, 904	
	0	1, 904	0	1, 904	0

(単位 千円)

費	共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
計			
2, 744, 855	553, 109	3, 297, 964	189, 610
2, 739, 417	553, 109	3, 292, 526	189, 610
5, 438	0	5, 438	0

(単位 千円)

期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務手当	住 居 手 当	日 直 手 当
399, 998	335, 814	19, 852	48	10, 749	1, 488
399, 998	335, 814	19, 852	48	10, 749	1, 488
0	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計			
補 正 後	(5) 298		1,238,626	788,822	2,027,448	421,308	2,448,756	189,610
補 正 前	(5) 298		1,238,626	783,394	2,022,020	421,308	2,443,328	189,610
比 較	(0) 0		0	5,428	5,428	0	5,428	0

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	時間外勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務手当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後	45,880	491	36,566	52,762	70,727	299,245	251,014	19,852	48	10,749	1,488
	補 正 前	45,880	173	36,566	52,762	65,617	299,245	251,014	19,852	48	10,749	1,488
	比 較	0	318	0	0	5,110	0	0	0	0	0	0

備考 ()内は、短時間勤務職員外書き

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計			
補 正 後	(239)	531,854		185,553	717,407	131,801	849,208	
補 正 前	(239)	531,844		185,553	717,397	131,801	849,198	
比 較	(0)	10		0	10	0	10	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	時間外勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務手当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後						100,753	84,800				
	補 正 前						100,753	84,800				
	比 較						0	0				

備考 ()内は、短時間勤務職員外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分		給料の改定率 %	
		昇給に伴う増加分		平均昇給率 %	
		その他の増減分		0	
職 員 手 当	5,428	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分		5,428	

議案第 5 1 号

下妻市印鑑条例の一部改正について

下妻市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 5 9 号）の施行により、在留カード又は特別永住者証明書とマイナンバーカード（個人番号カード）の機能が一体化した特定在留カード等の交付が開始されたことに伴い、多機能端末機において、マイナンバーカードに加えてこれらのカードを用いた印鑑登録証明書の交付に対応するほか、所要の規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市印鑑条例の一部を改正する条例

下妻市印鑑条例（昭和 57 年下妻市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項第 7 号中「非漢字圏の外国人住民」の次に「（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。第 13 条第 4 号において同じ。）」を加える。

第 12 条第 3 項中「個人番号カード（」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち）」に、「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

下妻市印鑑条例新旧対照表

現 行	改 正
(印鑑の登録) 第4条 略 2 略 3 前項の規定による印鑑登録原票には、次の各号に掲げる事項を登録するものとする。 (1)～(6) 略 (7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民_____ _____が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記 (8) 略 4 略 (印鑑登録証明書の交付申請) 第12条 略 2 略 3 前2項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の実操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。)に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法	(印鑑の登録) 第4条 略 2 略 3 前項の規定による印鑑登録原票には、次の各号に掲げる事項を登録するものとする。 (1)～(6) 略 (7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民(漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。第13条第4号において同じ。))が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記 (8) 略 4 略 (印鑑登録証明書の交付申請) 第12条 略 2 略 3 前2項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の実操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。)に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

現 行	改 正
律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する<u>個人番号カード</u>(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)<u>第12条の2第4項第2号ロ</u>に規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を用いて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。	律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する<u>個人番号カード</u>、<u>出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書(これらのうち</u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)<u>第12条の2第4項第3号ロ</u>に規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を用いて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

議案第 52 号

下妻市市税条例の一部改正について

下妻市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市市税条例の一部を改正する条例

下妻市市税条例（平成17年下妻市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるも

のに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

付則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

付則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

付則第7条の4中「又は付則第20条第1項」を「、付則第19条の3第1項又は付則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

付則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第

4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) 」を加える。

付則第 10 条の 2 第 10 項から第 13 項までの規定中「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 14 項中「7 分の 6」を「5 分の 3」に改め、同条第 15 項及び第 16 項中「4 分の 3」を「3 分の 2」に改める。

付則第 17 条の 2 第 2 項中「附則第 34 条の 2 第 5 項」を「附則第 34 条の 2 第 6 項」に、「附則第 34 条の 2 第 10 項」を「附則第 34 条の 2 第 12 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 第 1 項（第 2 項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 13 号から第 15 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 56 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項又は第 2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

付則第 19 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第 19 条の 3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 38 条の 2 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 18 条の 6 の 4 で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 34 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所

得金額、付則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、付則第 7 条第 1 項及び付則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、付則第 7 条第 1 項及び付則第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは付則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 付則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 付則第 10 条の 2 の改正規定及び付則第 3 条の規定 公布の日
- (2) 第 63 条の改正規定及び付則第 4 条の規定 令和 9 年 4 月 1 日
- (3) 第 34 条の 7 第 2 項の改正規定並びに付則第 7 条の 4 の改正規定（「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める部分に限る。）、付則第 9 条の 2 の改正規定及び付則第 17 条の 2 の改正規定並びに次条第 4 項の規定 令和 10 年 1 月 1 日
- (4) 付則第 7 条の 4 の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び付則第 19 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに次条第 3 項及び第 5 項の規定 金融商品取引法

及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第６４号）の施行の日の属する年の翌々年の１月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条 この条例による改正後の下妻市市税条例（以下「新条例」という。）第３６条の３の３第１項及び第２項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の下妻市市税条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

２ 新条例付則第７条の３第１項及び第２項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和８年１月１日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第１２号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第７条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第１６項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第１６項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第１７項に規定する特例既存住宅及び同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第１７項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第６項に規定する認定住宅等（同条第１８項の規定により同条第６項に規定する認定住宅等とみなされる同条第１８項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第７条の規定による改正前の租税特別措置法第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第２０項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第２０項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第１０項に規定する認定住宅等（同条第２１項の規定により同条第１０項に規定する認定住宅等とみなされる同条第２１項に規定する特例認定

住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の下妻市市税条例付則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「3号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 前条第3号に掲げる規定による改正後の下妻市市税条例付則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 前条第4号に掲げる規定による改正後の下妻市市税条例付則第19条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 付則第1条第1号に掲げる規定による改正後の下妻市市税条例付則第10条の2の規定は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 付則第1条第2号に掲げる規定による改正後の下妻市市税条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

下妻市市税条例新旧対照表

現 行	改 正
(寄附金税額控除) 第34条の7 略 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法<u>附則第5条の6第2項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第	(寄附金税額控除) 第34条の7 略 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法<u>附則第5条の6第3項又は第4項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第

現 行	改 正
36条の3の2第1項第3号 <u>及び第36条の3の3第1項</u> において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、<u>この限りではない。</u> 2～10 略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に	36条の3の2第1項第3号 <u>並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号</u> において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、<u>この限りでない。</u> 2～10 略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に

現 行	改 正
する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経過すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) 当該公的年金等支払者の名称 (2) 特定配偶者の氏名 (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4) その他施行規則で定める事項	者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に経過すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者 (2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者 (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号

現 行	改 正
<u>2 前項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した<u>前項</u>又は<u>法第317条の3の3第1項の規定による申告書</u>に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところ	<u>に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)</u>であつて、<u>障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)</u>若しくは<u>特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)</u>を有する者 <u>2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</u> <u>(1) 公的年金等支払者の名称</u> <u>(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u> <u>(3) 特定配偶者の氏名</u> <u>(4) 扶養親族又は特定親族の氏名</u> <u>(5) その他施行規則で定める事項</u> <u>3 第1項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した<u>第1項</u>又は<u>同条第1項の規定による申告書</u>に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところ

現 行	改 正
により、<u>前項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>前項</u>又は<u>法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する</u>ことができる。 <u>3</u> 略 <u>4</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令<u>第48条の9の7の3</u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 <u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (固定資産税の免税点) 第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地<u> </u>にあつては30万円、<u>家屋にあつては20万円</u>、償却資産にあつては<u>150万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。 付 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)	により、<u>第1項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>第1項</u>又は<u>同条第1項の規定による申告書を提出する</u>ことができる。 <u>4</u> 略 <u>5</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令<u>第48条の9の8</u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 <u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (固定資産税の免税点) 第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地<u>又</u><u>は家屋</u>にあつては30万円<u> </u>、償却資産にあつては<u>180万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。 付 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

現 行	改 正
第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 略 (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第16条の3第1	第6条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 略 (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第16条の3第1

現 行	改 正
項、付則第16条の4第1項、付則第17条第1項、付則第18条第1項、付則第19条第1項、付則第19条の2第1項<u>又は付則第20条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法<u>附則第5条の6第2項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等) 第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項の<u>規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～9 略 10 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 11 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。	項、付則第16条の4第1項、付則第17条第1項、付則第18条第1項、付則第19条第1項、付則第19条の2第1項、<u>付則第19条の3第1項又は付則第20条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法<u>附則第5条の6第3項又は第4項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等) 第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(<u>法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>)に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～9 略 10 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 11 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。

現 行	改 正
12 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 13 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 14 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>7分の6</u>とする。 15 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。 16 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。 17～26 略 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例） 第17条の2 略 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法<u>附則第34条の2第5項</u>)に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法	12 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 13 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 14 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>5分の3</u>とする。 15 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 16 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 17～26 略 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例） 第17条の2 略 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法<u>附則第34条の2第6項</u>)に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法

現 行	改 正
<u>附則第34条の2第10項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 略	<u>附則第34条の2第12項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 略 <u>4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)</u>の場合において、<u>所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u> <u>(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</u> <u>第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他</u>

現 行	改 正
	<u>の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</u> <u>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u> <u>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u> <u>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u> <u>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」</u>

現 行	改 正
	とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「<u>山林所得金額若しくは付則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額とする。</u> <u>(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>

議案第 53 号

財産の取得について

下妻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和 39 年下妻市条例第 5 号）第 3 条の規定により、下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

下妻市長 菊 池 博

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 消防ポンプ自動車 1 台 |
| 2 取得価格 | 金 22,770,000 円 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 4 契約の相手方 | 下妻市原 915 番地
有限会社平塚自動車
代表取締役 平塚 喜三男 |

提案理由

下妻市消防団に配備されている消防車両で老朽化したものを更新するため、新たに消防ポンプ自動車 1 台を取得することについて、下妻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 5 4 号

訴えの提起について

下記の事件について訴えの提起をしたいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

下妻市長 菊 池 博

記

1 事件名 所有権確認請求事件

2 当事者 原告 下妻市

被告 別紙被告目録のとおり

3 請求の趣旨

(1) 原告が別紙物件目録記載の不動産につき、所有権を有することを確認する。

(2) 訴訟費用は、被告らの負担とする。

4 訴訟遂行の方針・取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。

市は、判決の結果、必要がある場合は控訴し、又は上告することができる。

5 経緯

- (1) 被告らは、19名連名で別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）の表題部所有者となっている者である。なお、被告らの中には大正期に亡くなった人物が含まれていると推測される。

本件土地は、元々は墓地の一部であったが、昭和49年12月末頃には道路の形状を成しており、隣接地とともに昭和57年3月末には市道として認定され、供用が開始されていた。平成16年8月30日、市は、その墓地の管理者から要望を受け、本件土地と下妻市長塚字居村580番2の土地との交換（寄附と無償払下げの同時取引）を行った。

しかし、本件土地に係る登記は表題部のみの登記であり、その所有者である被告らの本籍地等の記載はなかった。また、被告らと管理者とは世代が離れており、被告らの生没の状況や相続人の有無も不明であった。そのため、被告ら又はその承継人らとの共同申請による所有権移転登記手続は困難と判断され、市は墓地の管理者と本件土地に関する覚書を締結するにとどまった。

- (2) その後、市は、現在に至るまで本件土地を道路として管理してきた。20年を超えて本件土地の占有を続けていることから、寄附契約に何らかの問題があっても、時効取得によって所有権を主張できる状態になっている。

しかし、今般、市に登記名義がないことにより、市有地であるはずの本件土地の処分に支障が生じており、市が登記名義を取得する手続が必要となっている。

もっとも、上述のとおり、共同申請による登記手続は見込めない。

また、本件土地については、同様に名義の問題を抱えていた隣接地とは異なり、一般的な不動産登記請求訴訟によっても解決はできないことが判明した。隣接地の場合は、時効取得を原因とする登記手続を登記名義人に対して命じる判決を得たことで、名義人の意思が擬制され、市の単独申請による登記手続が可能となった。しかし、本

件土地は、表題部登記しか存在せず、権利移転の対象が存在しないため、登記手続を命じる判決を得たとしても登記手続は進められない。

そこで、解決としては、所有権確認請求訴訟を経た上で、不動産登記法（平成16年法律第123号）第74条第1項第2号の規定によって市名義での保存登記を行うことが適切となる。

- (3) よって、被告らに対し、訴状をもって前述の占有の事実に基づく取得時効を援用する旨の意思決定を行い、時効取得によって市が本件土地の所有権を有することの確認を求めて訴訟提起することにしたい。

提案理由

市が長年にわたり道路としての用に供している土地に関し、所有権の確認を求める訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものである。

被 告 目 録

- 1 小口 与三郎
- 2 小口 源五郎
- 3 小口 繁二
- 4 小口 三郎平
- 5 植木 善次
- 6 田中 才助
- 7 飯田 長吉
- 8 坂入 吉之助
- 9 渡辺 吉三郎
- 1 0 坂入 房次
- 1 1 坂入 勘蔵
- 1 2 桜井 為作
- 1 3 青木 長蔵
- 1 4 横島 弁吉
- 1 5 横島 喜平次
- 1 6 横島 幾簡
- 1 7 植木 久次
- 1 8 桜井 幾為
- 1 9 横島 忠作

いずれも住所不明

物 件 目 録

所 在：下妻市長塚字居村

地 番：6 3 0 番 2

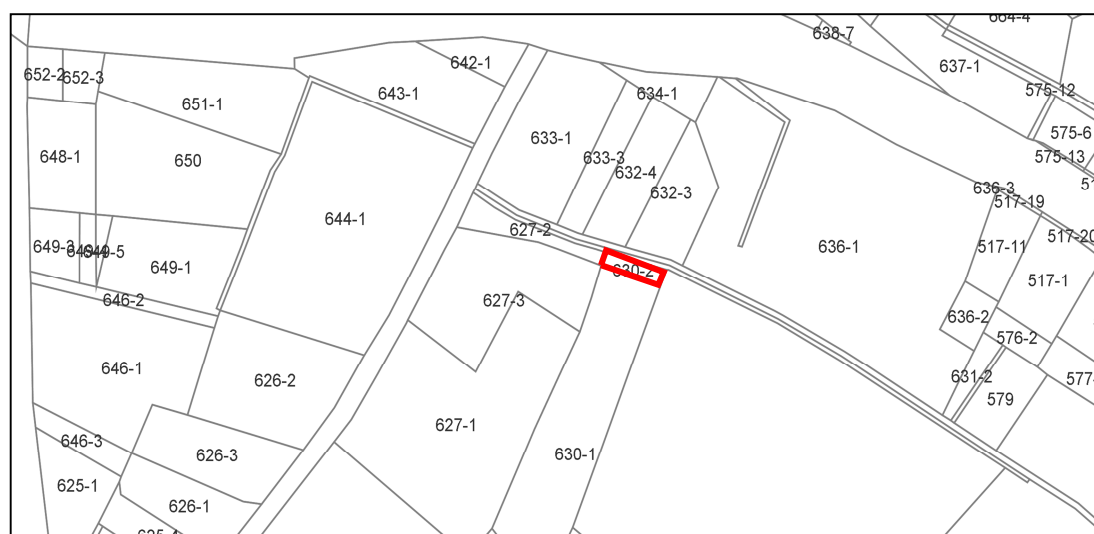
地 目：墓地

地 積：4 8 m²

位置図



地番図



議案第 55 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記調書のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

下妻市長 菊池 博

記

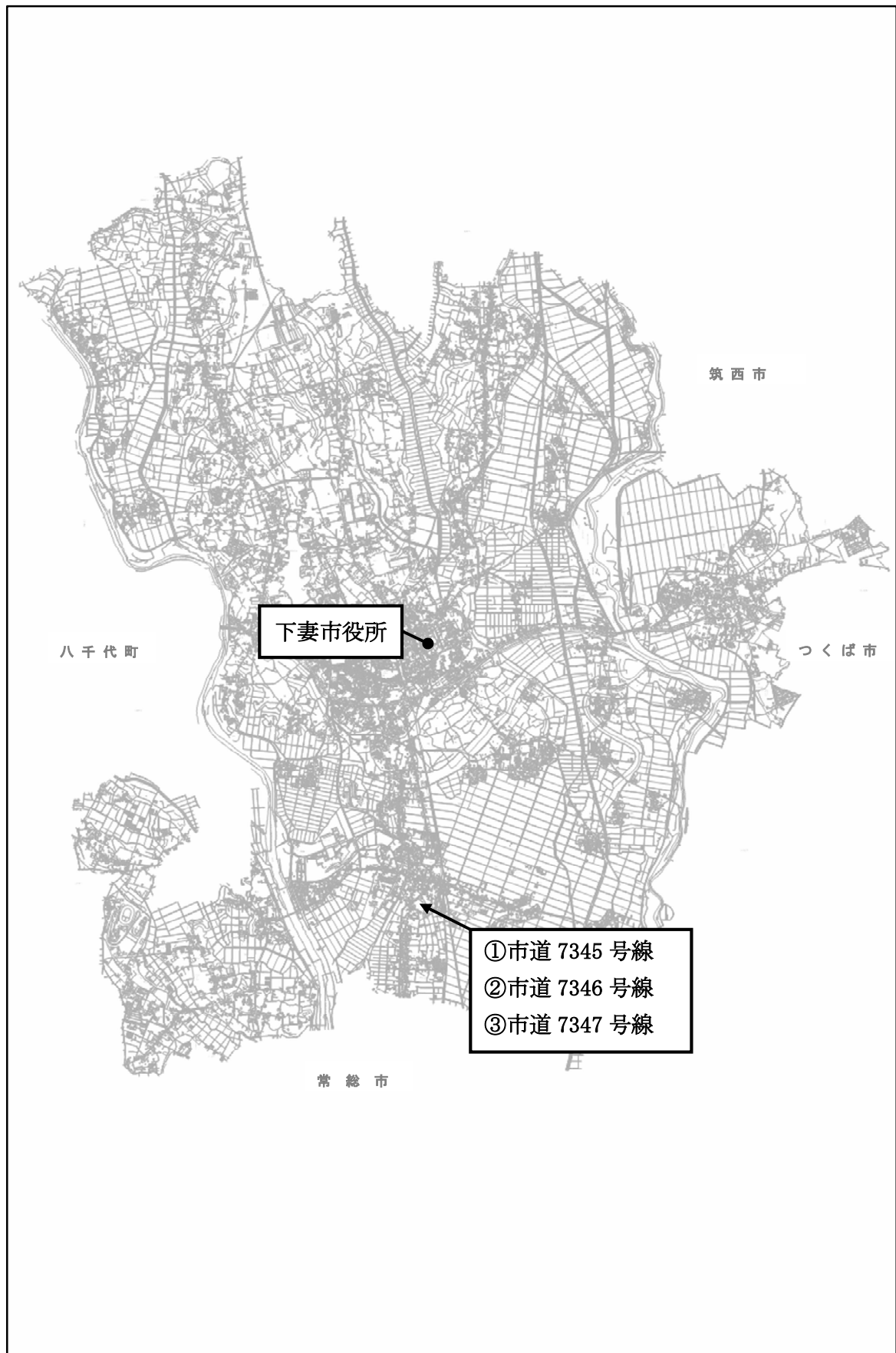
市道路線の認定調書

位置図	路線名	起 点	幅員(m)	延長(m)
		終 点		
①	7345 号線	原 500 番 1 地先	6.00～9.40	187.00
		宗道 119 番 15 地先		
②	7346 号線	宗道 119 番 47 地先	6.00～6.00	292.00
		羽子 119 番 1 地先		
③	7347 号線	宗道 119 番 37 地先	6.00～6.00	50.00
		宗道 119 番 42 地先		

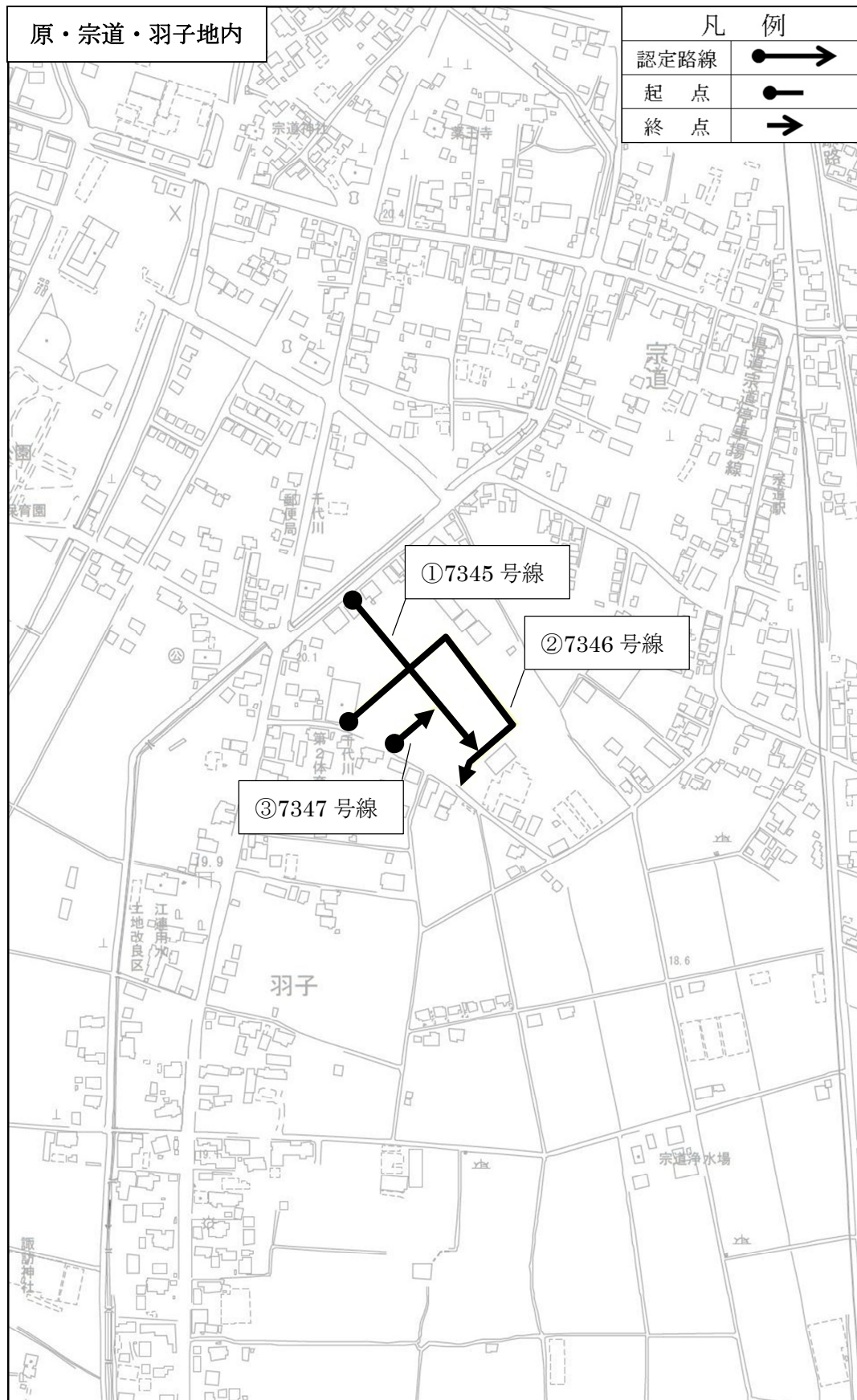
提案理由

宅地開発による道路部分の寄附に伴い、原・宗道・羽子地内の 3 路線を市道路線に認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

認定路線全体図



認定路線位置図



議案第 56 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、下記調書のとおり市道路線を廃止することについて、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

下妻市長 菊池 博

記

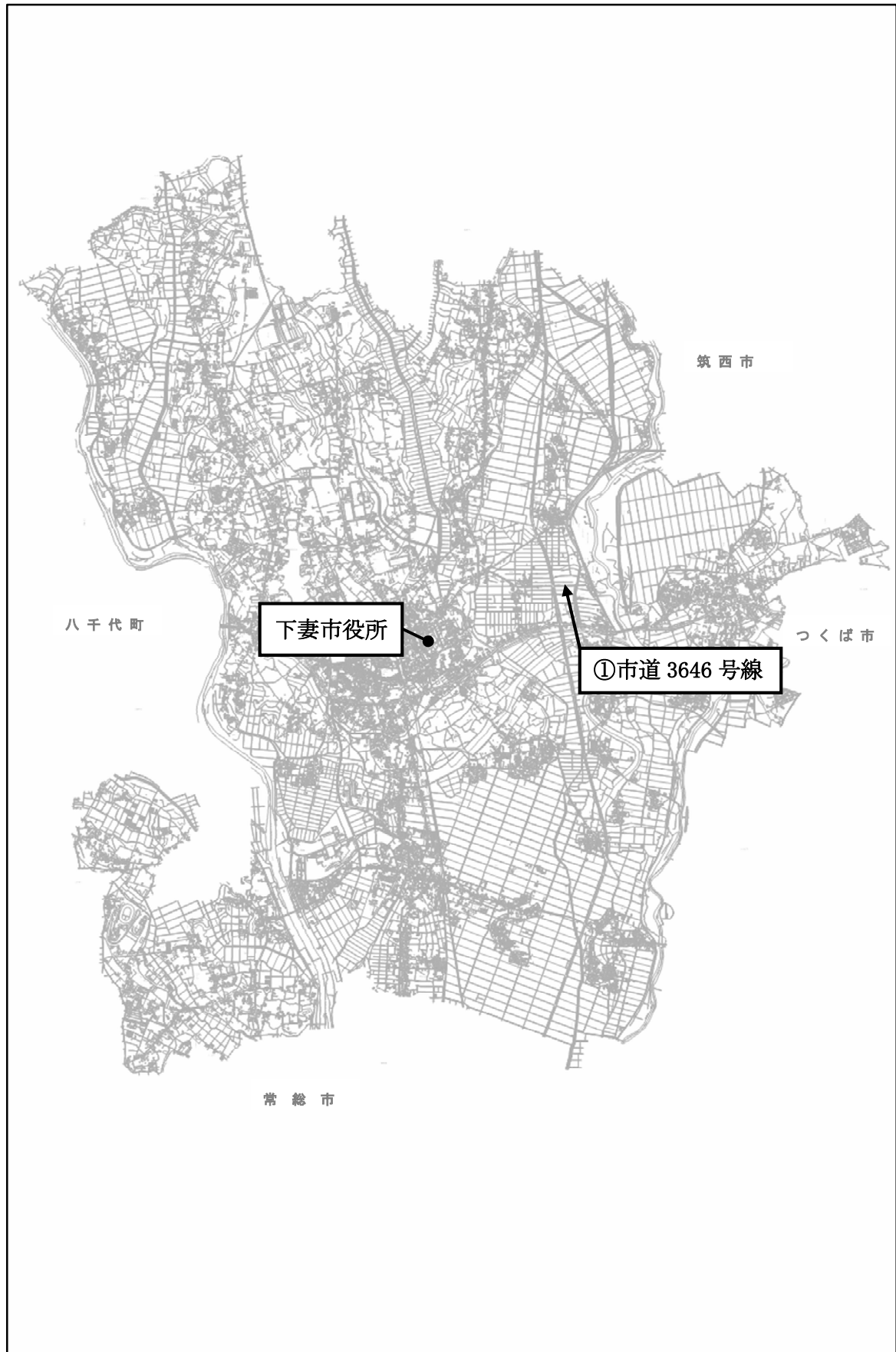
市道路線の廃止調書

位置図	路線名	起 点	幅員(m)	延長(m)
		終 点		
①	3646 号線	堀竈 669 番 3 地先	10.00～10.00	265.00
		堀竈 781 番 2 地先		

提案理由

私有地部分を計画道路とした市道認定の解除に伴い、堀竈地内の 1 市道路線を廃止することについて、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

廃止路線全体図



廃止路線位置図



令和 8 年度

下妻市補正予算書

一	般	会	計
特	別	会	計
	介	護	保
	水	道	事
	下	水	道
		事	業

目 次

一般会計補正予算	96
補正予算に関する説明書	
一般会計事項別明細書	
総括	99
歳入	101
歳出	103
補正予算給与費明細書	112
補正予算債務負担行為調書	114
介護保険特別会計補正予算	115
水道事業会計補正予算	125
下水道事業会計補正予算	133

議案第 57 号

令和 8 年度下妻市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 8 年度下妻市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 6 3，7 8 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1，7 6 3，6 6 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

下妻市長 菊 池 博

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国 庫 支 出 金		3,267,156	19,203	3,286,359
	2. 国 庫 補 助 金	686,660	19,203	705,863
15. 県 支 出 金		1,666,847	9,940	1,676,787
	2. 県 補 助 金	658,362	9,940	668,302
17. 寄 附 金		1,530,001	511,000	2,041,001
	1. 寄 附 金	1,530,001	511,000	2,041,001
18. 繰 入 金		2,197,240	34,242	2,231,482
	1. 特 別 会 計 繰 入 金	1,271	34,242	35,513
19. 繰 越 金		421,534	187,899	609,433
	1. 繰 越 金	421,534	187,899	609,433
20. 諸 収 入		317,473	1,500	318,973
	5. 雑 入	289,157	1,500	290,657
歳 入 合 計		20,999,882	763,784	21,763,666

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		3,700,403	634,222	4,334,625
	1. 総 務 管 理 費	3,021,920	632,724	3,654,644
	2. 徴 税 費	371,121	1,248	372,369
	6. 監 査 委 員 費	18,963	250	19,213
3. 民 生 費		7,403,173	11,899	7,415,072
	1. 社 会 福 祉 費	3,918,193	11,469	3,929,662
	2. 児 童 福 祉 費	2,642,690	430	2,643,120
4. 衛 生 費		1,462,696	57,138	1,519,834
	2. 環 境 保 全 費	318,724	34,214	352,938
	3. 清 掃 費	769,137	22,924	792,061
6. 農 業 費		953,393	15,920	969,313
	1. 農 業 費	953,393	15,920	969,313
7. 商 工 費		537,070	1,150	538,220
	1. 商 工 費	537,070	1,150	538,220
8. 土 木 費		1,596,248	4,820	1,601,068
	4. 都 市 計 画 費	987,613	4,820	992,433
9. 消 防 費		900,580	3,800	904,380
	1. 消 防 費	900,580	3,800	904,380
10. 教 育 費		2,324,685	34,835	2,359,520
	1. 教 育 総 務 費	401,497	25,400	426,897
	2. 小 学 校 費	422,282	4,060	426,342
	3. 中 学 校 費	180,031	380	180,411
	4. 幼 稚 園 費	112,751	80	112,831
	5. 社 会 教 育 費	554,144	4,915	559,059
歳 出 合 計		20,999,882	763,784	21,763,666

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
外国人英語指導助手派遣業務委託	令和9年度から令和13年度まで	220,000

下妻市一般会計
歳入歳出補正予算事項別明細書（第4号）

1. 総括
(歳入) (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合 (%)
1. 市 税	6,419,591		6,419,591	29.5
2. 地 方 譲 与 税	256,506		256,506	1.2
3. 利 子 割 交 付 金	10,741		10,741	0.0
4. 配 当 割 交 付 金	48,353		48,353	0.2
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	60,408		60,408	0.3
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	137,500		137,500	0.6
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,237,507		1,237,507	5.7
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	730		730	0.0
9. 地 方 特 例 交 付 金	83,000		83,000	0.4
10. 地 方 交 付 税	2,850,000		2,850,000	13.1
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,592		2,592	0.0
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	46,604		46,604	0.2
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	100,808		100,808	0.5
14. 国 庫 支 出 金	3,267,156	19,203	3,286,359	15.1
15. 県 支 出 金	1,666,847	9,940	1,676,787	7.7
16. 財 産 収 入	39,891		39,891	0.2
17. 寄 附 金	1,530,001	511,000	2,041,001	9.4
18. 繰 入 金	2,197,240	34,242	2,231,482	10.2
19. 繰 越 金	421,534	187,899	609,433	2.8
20. 諸 収 入	317,473	1,500	318,973	1.5
21. 市 債	305,400		305,400	1.4
歳 入 合 計	20,999,882	763,784	21,763,666	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	割合 (%)
1. 議会費	193,344		193,344	0.9
2. 総務費	3,700,403	634,222	4,334,625	19.9
3. 民生費	7,403,173	11,899	7,415,072	34.1
4. 衛生費	1,462,696	57,138	1,519,834	7.0
5. 労働費	44,363		44,363	0.2
6. 農業費	953,393	15,920	969,313	4.4
7. 商工費	537,070	1,150	538,220	2.5
8. 土木費	1,596,248	4,820	1,601,068	7.4
9. 消防費	900,580	3,800	904,380	4.2
10. 教育費	2,324,685	34,835	2,359,520	10.8
11. 災害復旧費	5		5	0.0
12. 公債費	1,853,922		1,853,922	8.5
13. 予備費	30,000		30,000	0.1
歳出合計	20,999,882	763,784	21,763,666	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		260,000	374,222
			11,899
17,812			39,326
9,940			5,980
			1,150
			4,820
1,391			2,409
		2,500	32,335
29,143		262,500	472,141

2. 歳入
(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	527,305	17,812	545,117
4. 土木費国庫補助金	22,597	1,391	23,988
計	686,660	19,203	705,863

(款) 15. 県支出金 (項) 2. 県補助金

4. 農業費県補助金	286,033	9,940	295,973
計	658,362	9,940	668,302

(款) 17. 寄附金 (項) 1. 寄附金

2. 総務費寄附金	1,530,000	500,000	2,030,000
3. 土木費寄附金	0	10,000	10,000
4. 教育費寄附金	0	1,000	1,000
計	1,530,001	511,000	2,041,001

(款) 18. 繰入金 (項) 1. 特別会計繰入金

2. 介護保険特別会計繰入金	271	34,242	34,513
計	1,271	34,242	35,513

(款) 19. 繰越金 (項) 1. 繰越金

1. 繰越金	421,534	187,899	609,433
--------	---------	---------	---------

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 総務管理費補助金	17,812	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー分）増
3. 住宅費補助金	1,391	空き家対策総合支援事業補助金増

1. 農業費補助金	9,940	農業支援サービス事業緊急拡大支援対策事業費補助金 1,662 儲かる産地支援事業補助金 8,278

1. 総務管理費寄附金	500,000	ふるさと下妻寄附金増
1. 都市計画費寄附金	10,000	都市計画費寄附金
2. 教育総務費寄附金	1,000	教育総務費寄附金

1. 介護保険特別会計繰入金	34,242	介護保険特別会計繰入金増

1. 前年度繰越金	187,899	前年度繰越金増
-----------	---------	---------

(款) 20. 諸収入 (項) 5. 雑入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 雑 入	289, 121	1, 500	290, 621
計	289, 157	1, 500	290, 657

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8. 教 育 費 雑 入	1, 500	スポーツ活動等普及奨励助成金

3. 歳 出
(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
1. 一 般 管 理 費	804,045	2,222	806,267			
4. 企 画 費	1,234,865	304,450	1,539,315			
5. 基 金 費	544,405	260,000	804,405			260,000
11. 諸 費	3,185	66,052	69,237			
計	3,021,920	632,724	3,654,644			260,000

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税費

1. 税 務 総 務 費	229,975	1,248	231,223			
--------------	---------	-------	---------	--	--	--

(単位 千円)

訳	節		説 明
一般財源	区 分	金 額	
2,222	17. 備 品 購 入 費	2,222	04 総務事務経費 2,222 17 備品購入費 モニター購入費
304,450	7. 報 償 費	125,000	02 ふるさと納税推進経費 304,450 7 報償費 寄附謝礼増 11 役務費 郵送料 P R 広告宣伝費 手数料 12 委託料 ふるさと納税収納業務委託料増 13 使用料及び賃借料 ふるさと納税受付システム使用料増
	11. 役 務 費	77,265	125,000
	12. 委 託 料	58,126	77,265
	13. 使用料及び賃借料	44,059	52,020 増 11,000 増 14,245 増 58,126
	24. 積 立 金	260,000	01 基金積立金 260,000 24 積立金 財政調整基金積立 ふるさと下妻基金積立
66,052	22. 償還金、利子及び割引料	66,052	02 過年度返還金 66,052 22 償還金、利子及び割引料 過年度国県支出金その他返還金増
372,724			

1,248	1. 報 酬	1,010	02 徴税総務事務経費 1,248 1 報酬 会計年度任用職員報酬分増
	4. 共 済 費	190	1,010
	8. 旅 費	48	190 120 増 70 増 48

(款) 2. 総務費 (項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
計	371, 121	1, 248	372, 369			

(款) 2. 総務費 (項) 6. 監査委員費

1. 監 査 委 員 費	18, 963	250	19, 213			
--------------	---------	-----	---------	--	--	--

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

1. 社 会 福 祉 総 務 費	624, 446	2, 420	626, 866			
2. 高 齢 福 祉 費	870, 807	6, 499	877, 306			

(単位 千円)

訳	節		説 明
一般財源	区 分	金 額	
			会計年度任用職員費用弁償（通勤費）増
1, 248			

250	4. 共 済 費	250	01 職員人件費 250 4 共済費 250 職員共済組合負担金増
-----	----------	-----	---

2, 420	2. 給 料	530	01 職員人件費 2, 420 2 給料 530
	3. 職 員 手 当 等	1, 890	給料増 3 職員手当等 1, 890 扶養手当 250 増 地域手当 60 増 通勤手当 250 増 住居手当 350 増 期末手当 390 増 勤勉手当 420 増 児童手当 120 増 退職手当負担金 50 増
6, 499	2. 給 料	250	01 職員人件費 370 2 給料 250
	3. 職 員 手 当 等	120	給料増 3 職員手当等 120
	8. 旅 費	10	期末手当 60 増 勤勉手当 60 増
	27. 繰 出 金	6, 119	02 高齢福祉事務経費 10 8 旅費 10 会計年度任用職員費用弁償（通勤費）増 06 介護保険特別会計繰出 6, 119

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
3. 国 民 年 金 費	17,311	2,550	19,861			
計	3,918,193	11,469	3,929,662			

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

2. 児 童 福 祉 施 設 費	172,397	430	172,827			
計	2,642,690	430	2,643,120			

(款) 4. 衛生費 (項) 2. 環境保全費

2. 環 境 衛 生 費	237,306	34,214	271,520	17,812		
--------------	---------	--------	---------	--------	--	--

(単位 千円)

訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
			27 繰出金 6,119 職員給与費等分 (一般) 5,919 増 職員給与費等分 (包括・任意) 200 増
2,550	2. 給 料	1,100	01 職員人件費 2,550 2 給料 1,100 給料増 3 職員手当等 1,120 地域手当 60 増 通勤手当 100 増 住居手当 170 期末手当 300 増 勤勉手当 260 増 退職手当負担金 230 増 4 共済費 330 職員共済組合負担金増
1,120	3. 職 員 手 当 等	1,120	
	4. 共 済 費	330	
11,469			

430	3. 職 員 手 当 等	430	01 職員人件費 430 3 職員手当等 430 期末手当 280 増 勤勉手当 80 増 退職手当負担金 70 増
430			

16,402	27. 繰 出 金	34,214	03 水道事業会計繰出 34,214 27 繰出金 34,214 水道事業会計繰出金増
--------	-----------	--------	---

(款) 4. 衛生費 (項) 2. 環境保全費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
計	318,724	34,214	352,938	17,812		

(款) 4. 衛生費 (項) 3. 清掃費

1. 清掃総務費	30,335	2,140	32,475			
2. ごみ処理費	643,436	20,784	664,220			
計	769,137	22,924	792,061			

(款) 6. 農業費 (項) 1. 農業費

3. 農業振興費	272,524	15,020	287,544	9,940		
----------	---------	--------	---------	-------	--	--

(単位 千円)

訳	節		説 明
一般財源	区 分	金 額	
16,402			

2,140	2. 給 料	730	01 職員人件費 2,140
			2 給料 730
	3. 職員手当等	1,290	給料増
	4. 共 済 費	120	3 職員手当等 1,290
			扶養手当 350 増
			地域手当 50 増
			通勤手当 60 増
			期末手当 300 増
			勤勉手当 160 増
			児童手当 320 増
			退職手当負担金 50 増
20,784	10. 需 用 費	11,797	4 共済費 120
			職員共済組合負担金増
	11. 役 務 費	8,987	01 ごみ処理事務経費 20,784
			10 需用費 11,797
			消耗品費増
22,924			11 役務費 8,987
			郵便料増

5,080	8. 旅 費	20	01 農業振興事務経費 10
			8 旅費 10
	18. 負担金補助及び交付金	15,000	会計年度任用職員費用弁償（通勤費）増
			02 農業団体等育成支援経費 1,662
			18 負担金補助及び交付金 1,662

(款) 6. 農業費 (項) 1. 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
5. 農 地 費	376,379	900	377,279			
計	953,393	15,920	969,313	9,940		

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

1. 商工総務費	76,246	1,150	77,396			
計	537,070	1,150	538,220			

(単位 千円)

訳	節		説 明
一般財源	区 分	金 額	
			農業支援サービス事業緊急拡大支援対策 事業費補助金 03 銘柄産地推進経費 13,338 18 負担金補助及び交付金 13,338 儲かる産地支援事業補助金 05 生産調整推進対策経費 10 8 旅費 10 会計年度任用職員費用弁償（通勤費）増
900	3. 職員手当等	880	01 職員人件費 900 3 職員手当等 880 扶養手当 200 地域手当 30 増 管理職手当 230 期末手当 300 増 勤勉手当 120 増 4 共済費 20 職員共済組合負担金増
	4. 共 済 費	20	
5,980			

1,150	3. 職員手当等	1,140	01 職員人件費 1,140 3 職員手当等 1,140 扶養手当 860 増 地域手当 50 増 通勤手当 60 増 期末手当 170 増
	8. 旅 費	10	03 消費生活センター運営経費 10 8 旅費 10 会計年度任用職員費用弁償（通勤費）増
1,150			

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
1. 都 市 計 画 総 務 費	701, 893	2, 210	704, 103			
4. 都 市 公 園 費	222, 443	120	222, 563			
5. W a i w a i ド ー ム し も つ ま 管 理 費	38, 208	2, 490	40, 698			
計	987, 613	4, 820	992, 433			

訳	節		説 明
一般財源	区 分	金 額	
2, 210	2. 給 料	780	01 職員人件費 2, 210 2 給料 780
	3. 職員手当等	1, 180	給料増 3 職員手当等 1, 180
	4. 共 済 費	250	地域手当 70 増 通勤手当 200 増 期末手当 530 増 勤勉手当 320 増 退職手当負担金 60 増 4 共済費 250 職員共済組合負担金増
120	8. 旅 費	120	01 都市公園総務事務経費 90 8 旅費 90 会計年度任用職員費用弁償（通勤費）増 02 小貝川ふれあい公園維持管理経費 30 8 旅費 30 会計年度任用職員費用弁償（通勤費）増
2, 490	2. 給 料	1, 200	01 職員人件費 2, 460 2 給料 1, 200
	3. 職員手当等	980	給料増 3 職員手当等 980
	4. 共 済 費	280	扶養手当 50 地域手当 80 増
	8. 旅 費	30	通勤手当 50 増 期末手当 320 増 勤勉手当 300 増 退職手当負担金 180 増 4 共済費 280 職員共済組合負担金増 02 W a i w a iドームしもつま管理運営 経費 30 8 旅費 30 会計年度任用職員費用弁償（通勤費）増
4, 820			

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
5. 防 災 費	28,652	3,800	32,452	1,391		
計	900,580	3,800	904,380	1,391		

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

2. 事 務 局 費	245,747	25,220	270,967			
3. 教 育 指 導 費	153,528	180	153,708			1,500
計	401,497	25,400	426,897			1,500

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費

1. 学 校 管 理 費	411,377	4,060	415,437			1,000
--------------	---------	-------	---------	--	--	-------

(単位 千円)

訳	節		説 明
一般財源	区 分	金 額	
2,409	14. 工 事 請 負 費	3,800	02 空家等対策経費 3,800 14 工事請負費 危険空家等除却工事
2,409			

25,220	2. 給 料	12,500	02 職員人件費 25,220 2 給料 給料増	12,500
	3. 職員手当等	9,420	3 職員手当等 扶養手当 地域手当 通勤手当 住居手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当負担金	9,420 650 増 550 増 250 増 320 増 200 増 3,200 増 2,650 増 1,600 増
	4. 共 済 費	3,300	4 共済費 職員共済組合負担金増	3,300
△1,320	11. 役 務 費	180	04 地域クラブ活動運営経費 180 11 役務費 傷害保険料増	180
23,900				

3,060	8. 旅 費	60	01 学校管理運営経費 1,060 8 旅費	60
	12. 委 託 料	500	会計年度任用職員費用弁償（通勤費）増	
			17 備品購入費	1,000

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
計	422, 282	4, 060	426, 342			1, 000

(款) 10. 教育費 (項) 3. 中学校費

1. 学 校 管 理 費	156, 711	380	157, 091			
計	180, 031	380	180, 411			

(款) 10. 教育費 (項) 4. 幼稚園費

1. 幼 稚 園 費	112, 751	80	112, 831			
------------	----------	----	----------	--	--	--

(款) 10. 教育費 (項) 5. 社会教育費

2. 公 民 館 費	135, 058	4, 915	139, 973			
------------	----------	--------	----------	--	--	--

(単位 千円)

訳	節		説 明
一般財源	区 分	金 額	
	14. 工 事 請 負 費	2, 500	遊具備品購入費
	17. 備 品 購 入 費	1, 000	02 学校施設管理経費
			12 委託料
			安全対策看板製作委託料
			14 工事請負費
			フェンス等設置工事
3, 060			

380	8. 旅 費	150	01 学校管理運営経費
			8 旅費
	12. 委 託 料	230	会計年度任用職員費用弁償（通勤費）増
			02 学校施設管理経費
			12 委託料
			安全対策看板製作委託料
380			

80	8. 旅 費	80	03 ちよかわ幼稚園運営経費
			8 旅費
			会計年度任用職員費用弁償（通勤費）増

4, 915	12. 委 託 料	1, 265	02 千代川公民館管理運営経費
			14 工事請負費
	14. 工 事 請 負 費	3, 650	自動火災報知設備更新工事
			04 下妻公民館管理運営経費
			12 委託料
			低濃度 P C B 廃棄物収集運搬処分委託料増

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
計	554, 144	4, 915	559, 059			

(単位 千円)

訳	節		説 明
一般財源	区 分	金 額	
			14 工事請負費 暖房用循環ポンプ更新工事
4, 915			950

(1)補正予算給与費明細書

1. 一般職
(1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	(245) 298	532,864	1,255,716	990,145
補 正 前	(244) 298	531,854	1,238,626	974,375
比 較	(1) 0	1,010	17,090	15,770

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当の内訳	区 分	管理職手当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	時間外勤務手当
	補 正 後	46,310	491	38,926	53,712	70,727
	補 正 前	45,880	491	36,566	52,762	70,727
	比 較	430	0	2,360	950	0

(単位 千円)

費	共 済 費	合 計	備 考
計			(退 職 手 当 負 担 金)
2,778,725	557,849	3,336,574	191,850
2,744,855	553,109	3,297,964	189,610
33,870	4,740	38,610	2,240

(単位 千円)

期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務手当	住 居 手 当	日 直 手 当
405,848	340,184	20,822	48	11,589	1,488
399,998	335,814	19,852	48	10,749	1,488
5,850	4,370	970	0	840	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計			
補 正 後	(5) 298		1,255,716	804,592	2,060,308	425,858	2,486,166	191,850
補 正 前	(5) 298		1,238,626	788,822	2,027,448	421,308	2,448,756	189,610
比 較	(0) 0		17,090	15,770	32,860	4,550	37,410	2,240

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	時間外勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務手当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後	46,310	491	38,926	53,712	70,727	305,095	255,384	20,822	48	11,589	1,488
	補 正 前	45,880	491	36,566	52,762	70,727	299,245	251,014	19,852	48	10,749	1,488
	比 較	430	0	2,360	950	0	5,850	4,370	970	0	840	0

備考 ()内は、短時間勤務職員外書き

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計			
補 正 後	(240)	532,864		185,553	718,417	131,991	850,408	
補 正 前	(239)	531,854		185,553	717,407	131,801	849,208	
比 較	(1)	1,010		0	1,010	190	1,200	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	時間外勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務手当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後						100,753	84,800				
	補 正 前						100,753	84,800				
	比 較						0	0				

備考 ()内は、短時間勤務職員外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	17,090	給与改定に伴う増減分		給料の改定率 %	
		昇給に伴う増加分		平均昇給率 %	
		その他の増減分		17,090	
職 員 手 当	15,770	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分		15,770	

(2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての 前年度末までの支出額又は、支出額見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源		一 般 財 源	
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債		そ の 他
外国人英語指導助手派遣業務委託	220,000			令和9年度から 令和13年度まで	220,000			220,000	0

議案第 58 号

令和 8 年度下妻市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度下妻市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 265,548 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,516,548 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

下妻市長 菊 池 博

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 分 担 金 及 び 負 担 金		8,556	101	8,657
	1. 負 担 金	8,556	101	8,657
4. 国 庫 支 出 金		966,349	5,714	972,063
	2. 国 庫 補 助 金	263,449	5,714	269,163
6. 県 支 出 金		603,005	2,303	605,308
	2. 県 補 助 金	28,005	2,303	30,308
8. 繰 入 金		698,260	6,119	704,379
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	648,982	6,119	655,101
9. 繰 越 金		1	251,311	251,312
	1. 繰 越 金	1	251,311	251,312
歳 入 合 計		4,251,000	265,548	4,516,548

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		134,363	6,185	140,548
	1. 総 務 管 理 費	54,865	5,740	60,605
	3. 介 護 認 定 審 査 会 費	73,314	445	73,759
3. 基 金 積 立 金		1,370	30,422	31,792
	1. 基 金 積 立 金	1,370	30,422	31,792
4. 諸 支 出 金		772	227,901	228,673
	1. 償還金及び還付加算金	501	193,659	194,160
	2. 繰 出 金	271	34,242	34,513
5. 地 域 支 援 事 業 費		180,239	1,040	181,279
	3. 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	96,227	1,040	97,267
歳 出 合 計		4,251,000	265,548	4,516,548

下妻市介護保険特別会計
歳入歳出補正予算事項別明細書（第1号）

1. 総括
(歳入) (単位: 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合 (%)
1. 保険料	884,004		884,004	19.6
2. 分担金及び負担金	8,556	101	8,657	0.2
3. 使用料及び手数料	2		2	0.0
4. 国庫支出金	966,349	5,714	972,063	21.5
5. 支払基金交付金	1,082,121		1,082,121	23.9
6. 県支出金	603,005	2,303	605,308	13.4
7. 財産収入	1,369		1,369	0.0
8. 繰入金	698,260	6,119	704,379	15.6
9. 繰越金	1	251,311	251,312	5.6
10. 諸収入	7,333		7,333	0.2
歳入合計	4,251,000	265,548	4,516,548	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	割合 (%)
1. 総務費	134,363	6,185	140,548	3.1
2. 保険給付費	3,932,000		3,932,000	87.1
3. 基金積立金	1,370	30,422	31,792	0.7
4. 諸支出金	772	227,901	228,673	5.1
5. 地域支援事業費	180,239	1,040	181,279	4.0
6. 予備費	2,256		2,256	0.0
歳出合計	4,251,000	265,548	4,516,548	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		101	6,084
			30,422
			227,901
2,418			△1,378
2,418		101	263,029

2. 歳入
(款) 2. 分担金及び負担金 (項) 1. 負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 認定審査会負担金	8,556	101	8,657

(款) 4. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

2. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	15,171	2,846	18,017
3. 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	37,047	1,050	38,097
4. 保険者機能強化推進交付金	3,636	607	4,243
5. 介護保険保険者努力支援交付金	7,203	1,211	8,414
計	263,449	5,714	269,163

(款) 6. 県支出金 (項) 2. 県補助金

1. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	9,482	1,778	11,260
2. 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	18,523	525	19,048
計	28,005	2,303	30,308

(款) 8. 繰入金 (項) 1. 一般会計繰入金

2. その他一般会計繰入金	125,807	5,919	131,726
---------------	---------	-------	---------

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 認定審査会共同設置負担金	101	認定審査会共同設置負担金増

1. 介護予防・日常生活支援総合事業交付金	2,846	過年度分
1. 包括的支援事業・任意事業交付金	1,050	現年度分 400 増 過年度分 650
1. 保険者機能強化推進交付金	607	現年度分増
1. 介護保険保険者努力支援交付金	1,211	現年度分増

1. 介護予防・日常生活支援総合事業交付金	1,778	過年度分
1. 包括的支援事業・任意事業交付金	525	現年度分 200 増 過年度分 325

1. 職員給与費等繰入金	5,919	職員給与費等繰入金増
--------------	-------	------------

(款) 8. 繰入金 (項) 1. 一般会計繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4. 地域支援事業費繰入金 (包括的支援事業・ 任 意 事 業)	18,524	200	18,724
計	648,982	6,119	655,101

(款) 9. 繰越金 (項) 1. 繰越金

1. 繰 越 金	1	251,311	251,312
----------	---	---------	---------

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 職員給与費等繰入金	200	職員給与費等繰入金増

1. 前 年 度 繰 越 金	251,311	前年度繰越金増
----------------	---------	---------

3. 歳 出
(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
1. 一 般 管 理 費	54,865	5,740	60,605			

(款) 1. 総務費 (項) 3. 介護認定審査会費

1. 介 護 認 定 審 査 会 費	42,292	280	42,572			101
2. 介護調査等費	31,022	165	31,187			
計	73,314	445	73,759			101

(款) 3. 基金積立金 (項) 1. 基金積立金

1. 介 護 給 付 費 準 備 基 金 積 立 金	1,370	30,422	31,792			
----------------------------------	-------	--------	--------	--	--	--

(単位 千円)

訳	節		説 明
一般財源	区 分	金 額	
5,740	2. 給 料	3,160	01 職員人件費 5,740 2 給料 3,160
	3. 職員手当等	2,580	給料増 3 職員手当等 2,580 扶養手当 320 地域手当 200 増 通勤手当 100 増 住宅手当 80 増 管理職手当 150 増 期末手当 860 増 勤勉手当 420 増 退職手当負担金 450 増

179	2. 給 料	150	01 職員人件費 280 2 給料 150
	3. 職員手当等	130	給料増 3 職員手当等 130 扶養手当
165	12. 委 託 料	165	01 介護調査等事務費 165 12 委託料 165 介護保険認定審査支援システム改修業務 委託料増
344			

30,422	24. 積 立 金	30,422	01 介護給付費準備基金積立金 30,422 24 積立金 30,422 介護給付費準備基金積立増
--------	-----------	--------	---

(款) 4. 諸支出金 (項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
1. 償 還 金	1	193, 659	193, 660			
計	501	193, 659	194, 160			

(款) 4. 諸支出金 (項) 2. 繰出金

1. 一 般 会 計 繰 出 金	271	34, 242	34, 513			
---------------------	-----	---------	---------	--	--	--

(款) 5. 地域支援事業費 (項) 1. 介護予防・生活支援サービス事業費

1. サ ー ビ ス 事 業 費	57, 116	0	57, 116	1, 211		
計	65, 064	0	65, 064	1, 211		

(款) 5. 地域支援事業費 (項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

3. 包 括 的 ・ 継続的ケア マネジメント 支 援 事 業 費	61, 314	1, 040	62, 354	1, 207		
計	96, 227	1, 040	97, 267	1, 207		

(単位 千円)

訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
193, 659	22. 償還金、利子及び割引料	193, 659	01 償還金 22 償還金、利子及び割引料 過年度国県支出金その他返還金増 193, 659
193, 659			

34, 242	27. 繰 出 金	34, 242	01 一般会計繰出金 27 繰出金 一般会計繰出金増 34, 242
---------	-----------	---------	---

△1, 211			
△1, 211			

△167	2. 給 料	350	01 職員人件費 2 給料 350
	3. 職員手当等	690	給料増 3 職員手当等 690 地域手当 30 増 通勤手当 100 増 住居手当 350 増 期末手当 150 増 勤勉手当 60 増
△167			

(1)補正予算給与費明細書

1. 一般職
(1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	(5) 18	14,362	74,467	50,019
補 正 前	(5) 17	14,362	70,807	47,069
比 較	(0) 1	0	3,660	2,950

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	時間外勤務手当
	補 正 後	2,430		1,842	3,212	1,794
	補 正 前	2,280		1,392	2,982	1,794
	比 較	150		450	230	0

(単位 千円)

費	共 済 費	合 計	備 考
計			(退 職 手 当 負 担 金)
138,848	27,352	166,200	10,400
132,238	27,352	159,590	9,950
6,610	0	6,610	450

(単位 千円)

期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務手当	住 居 手 当	日 直 手 当
20,706	17,167	1,538		1,330	
19,696	16,687	1,338		900	
1,010	480	200		430	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計			
補 正 後	(18)		74,467	45,020	119,487	23,929	143,416	10,400
補 正 前	(17)		70,807	42,070	112,877	23,929	136,806	9,950
比 較	(1)		3,660	2,950	6,610	0	6,610	450

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	時間外勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務手当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後	2,430		1,842	3,212	1,794	17,992	14,882	1,538		1,330	
	補 正 前	2,280		1,392	2,982	1,794	16,982	14,402	1,338		900	
	比 較	150		450	230	0	1,010	480	200		430	

備考 ()内は、短時間勤務職員外書き

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計			
補 正 後	(5)	14,362		4,999	19,361	3,423	22,784	
補 正 前	(5)	14,362		4,999	19,361	3,423	22,784	
比 較	(0)	0		0	0	0	0	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	時間外勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務手当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後						2,714	2,285				
	補 正 前						2,714	2,285				
	比 較						0	0				

備考 ()内は、短時間勤務職員外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	3,660	給与改定に伴う増減分		給料の改定率 %	
		昇給に伴う増加分		平均昇給率 %	
		その他の増減分		3,660	
職 員 手 当	2,950	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分		2,950	

令和8年度下妻市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和8年度水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和8年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位：千円）

科 目	補正前の額	補 正 額	計
第1款 水 道 事 業 収 益	1, 101, 467	753	1, 102, 220
第1項 営 業 収 益	876, 260	△33, 461	842, 799
第2項 営 業 外 収 益	225, 207	34, 214	259, 421

支 出

（単位：千円）

科 目	補正前の額	補 正 額	計
第1款 水 道 事 業 費 用	1, 096, 209	753	1, 096, 962
第1項 営 業 費 用	1, 004, 439	753	1, 005, 192

（資本的支出）

第3条 令和8年度水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 250, 365千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。）。

支 出

（単位：千円）

科 目	補正前の額	補 正 額	計
第1款 資 本 的 支 出	557, 870	495	558, 365
第1項 建 設 改 良 費	375, 010	495	375, 505

（債務負担行為）

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
水道事業広域化に伴う例規整理業務委託	令和9年度	2, 420

令和8年9月1日 提出

下妻市長 菊 池 博

令和8年度下妻市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
1. 水 道 事 業 収 益			1,101,467	753	1,102,220	
	1. 営 業 収 益		876,260	△ 33,461	842,799	
		1. 給 水 収 益	823,288	△ 33,461	789,827	
	2. 営 業 外 収 益		225,207	34,214	259,421	
		2. 他 会 計 補 助 金	150,176	34,214	184,390	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
1. 水 道 事 業 費 用			1,096,209	753	1,096,962	
	1. 営 業 費 用		1,004,439	753	1,005,192	
		3. 総 係 費	166,960	753	167,713	

資本的支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
1. 資 本 的 支 出			557,870	495	558,365	
	1. 建 設 改 良 費		375,010	495	375,505	
		3. 事 務 費	17,810	495	18,305	

令和8年度下妻市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益(△純損失)	11,199
減価償却費	336,020
固定資産除却費	6,000
貸倒引当金の増減額	2
賞与引当金の増減額	370
長期前受金戻入額	△ 70,057
受取利息及び配当金	△ 1,000
支払利息	64,300
未収金の増減額(△は増加)	△ 9,122
たな卸資産の増減額(△は増加)	212
未払金の増減額(△は減少)	0
小計	337,924
利息及び配当金の受取額	1,000
利息の支払額	△ 64,300
業務活動によるキャッシュ・フロー	274,624

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△ 343,142
負担金による収入	0
出資金による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 343,142

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	308,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債償還による支出	△ 180,860
財務活動によるキャッシュ・フロー	127,140

資金増加額(又は減少額)	58,622
資金期首残高	1,153,098
資金期末残高	1,211,720

補正予算給与費明細書

1. 総括

区 分		職 員 数		給 与		費			共 済 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	賃 金	手 当	計		
補正後	損益勘定支弁職員	人	6人		千円 24,992	千円	千円 15,835	千円 40,827	千円 11,952	千円 52,779
	資本勘定支弁職員		2		8,588		5,092	13,680	4,069	17,749
	合 計		8		33,580		20,927	54,507	16,021	70,528
補正前	損益勘定支弁職員		6		24,992		15,835	40,827	11,952	52,779
	資本勘定支弁職員		2		8,588		4,597	13,185	4,069	17,254
	合 計		8		33,580		20,432	54,012	16,021	70,033
比較	損益勘定支弁職員		0		0		0	0	0	0
	資本勘定支弁職員		0		0		495	495	0	495
	合 計		0		0		495	495	0	495

職員手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当	扶 養 手 当	地 域 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補 正 後	1,140	938	1,421	1,083	8,426	7,120	487		312
	補 正 前	1,140	626	1,394	1,083	8,324	7,066	487		312
	比 較	0	312	27	0	102	54	0	0	0

(注)本年度の期末勤勉手当及び共済費には、翌年6月期末勤勉手当のうち本年度発生額である賞与引当金繰入額4,914千円が含まれる。

(注)児童手当を除く。

2. 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	千円	給与改定に伴う増減分	千円	給料の改定率 % 給与改定実施時期 年 月	
		普通昇給に伴う増加分		平均昇給率 %	
		昇給期間短縮に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	千円 495	制度改正に伴う増減分	千円		
		その他の増減分	495		

令和8年度下妻市水道事業予定貸借対照表

(令和9年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部		
1. 固 定 資 産		
(1) 有 形 固 定 資 産		
ア 土 地	511,640	
イ 建 物	1,350,474	
減価償却累計額	<u>616,380</u>	734,094
ウ 構 築 物	13,805,202	
減価償却累計額	<u>9,113,782</u>	4,691,420
エ 機 械 及 び 装 置	5,877,163	
減価償却累計額	<u>4,245,167</u>	1,631,996
オ 車 両 運 搬 具	7,407	
減価償却累計額	<u>5,428</u>	1,979
カ 工具、器具及び備品	10,483	
減価償却累計額	<u>8,658</u>	1,825
キ 建 設 仮 勘 定	<u>579,964</u>	
有形固定資産合計		8,152,918
(2) 無 形 固 定 資 産		
ア 施 設 利 用 権	<u>692</u>	
無形固定資産合計		<u>692</u>
固定資産合計		8,153,610
2. 流 動 資 産		
(1) 現 金 ・ 預 金	1,211,720	
(2) 未 収 金	197,515	
貸 倒 引 当 金	△ 2,180	
(3) 貯 蔵 品	3,445	
流動資産合計		<u>1,410,500</u>
資 産 合 計		<u><u>9,564,110</u></u>

負 債 の 部		
3. 固 定 負 債		
(1) 企 業 債	4,320,118	
(2) 引 当 金	<u>34,888</u>	
固定負債合計		4,355,006
4. 流 動 負 債		
(1) 企 業 債	199,779	
(2) 未 払 金	143,003	
(3) 引 当 金	6,269	
流動負債合計		349,051
5. 繰 延 収 益		
(1) 長 期 前 受 金	4,525,448	
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>2,729,983</u>	
長期前受金合計		<u>1,795,465</u>
繰延収益合計		<u>1,795,465</u>
負 債 合 計		6,499,522
資 本 の 部		
6. 資 本 金		
(1) 自 己 資 本 金	<u>2,074,387</u>	
資本金合計		2,074,387
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
資本剰余金合計		<u>0</u>
(2) 利 益 剰 余 金		
ア 減 債 積 立 金	500,000	
イ 利 益 積 立 金	111,113	
ウ 建 設 改 良 積 立 金	280,000	
エ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>99,088</u>	
利益剰余金合計		<u>990,201</u>
剰 余 金 合 計		<u>990,201</u>
資 本 合 計		<u>3,064,588</u>
負 債 資 本 合 計		<u><u>9,564,110</u></u>

令和8年度下妻市水道事業会計補正予算明細書（第2号）

収益的収入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 水 道 事 業 収 益		1,101,467	753	1,102,220			
1. 営 業 収 益		876,260	△ 33,461	842,799			
	1. 給 水 収 益	823,288	△ 33,461	789,827	給 水 収 益	△33,461	上水道基本料金及び量水器使用料減
2. 営 業 外 収 益		225,207	34,214	259,421			
	2. 他 会 計 補 助 金	150,176	34,214	184,390	他 会 計 補 助 金	34,214	一般会計補助金増

収益的支出

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 水 道 事 業 費 用		1,096,209	753	1,096,962			
1. 営 業 費 用		1,004,439	753	1,005,192			
	3. 総 係 費	166,960	753	167,713	委 託 料	753	上水道基本料金等免除業務委託料増

資本的支出

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資 本 的 支 出		557,870	495	558,365			
1. 建 設 改 良 費		375,010	495	375,505			
	3. 事 務 費	17,810	495	18,305	手 当	495	扶養手当増 期末手当増 勤勉手当増 地域手当増 312 102 54 27

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額250,365千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度損益勘定留保資金で補填するものとする。

債務負担行為に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度までの支出見込額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	
水道事業広域化に伴う例規整理業務委託	2,420			令和9年度	2,420	(収益的収入) 2,420

令和8年度下妻市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和8年度下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位：千円）

科 目	補正前の額	補 正 額	計
第1款 下水道事業費用	847,729	2,400	850,129
第1項 営業費用	768,336	2,400	770,736

令和8年9月1日 提出

下妻市長 菊池 博

令和 8 年度下妻市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
1. 下 水 道 事 業 費 用			847,729	2,400	850,129	
	1. 営 業 費 用		768,336	2,400	770,736	
		1. 汚 水 管 渠 費	79,563	700	80,263	
		3. 業 務 費	14,867	1,200	16,067	
		4. 総 係 費	49,152	500	49,652	

令和８年度下妻市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(△は純損失)	8,389
減価償却費	385,070
固定資産除却費	0
貸倒引当金の増減額(△は減少)	244
賞与引当金の増減額(△は減少)	0
長期前受金戻入額	△ 193,169
支払利息	70,793
受取利息及び受取配当金	△ 400
有形固定資産売却益(損)	0
その他流動資産の増減額(△は増加)	0
未収金の増減額(△は増加)	△ 10,333
貯蔵品の増減額	0
その他流動負債の増減額(△は減少)	0
未払金の増減額(△は減少)	0
小計	260,594
利息及び配当金の受取額	400
利息の支払額	△ 70,793
業務活動によるキャッシュ・フロー	190,201
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 226,132
有形固定資産の売却による収入	0
無形固定資産の取得による支出	△ 72,753
投資有価証券の取得による支出	0
国庫補助金等による収入	145,526
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 153,359
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	389,300
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 406,152
他会計等からの出資による収入	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 16,852
資金増加額(又は減少額)	19,990
資金期首残高	411,904
資金期末残高	431,894

令和8年度下妻市下水道事業予定貸借対照表
(令和9年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部		
1. 固 定 資 産		
(1) 有 形 固 定 資 産		
ア 土 地	0	
イ 建 物	0	
減価償却累計額	<u>0</u>	0
ウ 構 築 物	12,385,676	
減価償却累計額	<u>2,117,223</u>	10,268,453
エ 機 械 及 び 装 置	156,485	
減価償却累計額	<u>57,045</u>	99,440
オ 車 両 運 搬 具	2,390	
減価償却累計額	<u>392</u>	1,998
カ 工具、器具及び備品	226	
減価償却累計額	<u>0</u>	226
キ 建 設 仮 勘 定		<u>122,003</u>
有形固定資産合計		10,492,120
(2) 無 形 固 定 資 産		
ア 流域下水道利用権		1,412,040
イ その他無形固定資産		<u>0</u>
無形固定資産合計		1,412,040
(3) 投 資		
ア 基 金		<u>0</u>
投資合計		<u>0</u>
固定資産合計		11,904,160
2. 流 動 資 産		
(1) 現 金 ・ 預 金		431,894
(2) 未 収 金		66,954
貸倒引当金	<u>2,506</u>	<u>64,448</u>
流動資産合計		<u>496,342</u>
資産合計		<u><u>12,400,502</u></u>

負 債 の 部		
3. 固 定 負 債		
(1) 企 業 債		4,377,259
(2) 引 当 金		<u>0</u>
固定負債合計		4,377,259
4. 流 動 負 債		
(1) 一 時 借 入 金		0
(2) 企 業 債		387,911
(3) 未 払 金		133,551
(4) 引 当 金		4,695
(5) そ の 他 流 動 負 債		<u>0</u>
流動負債合計		526,157
5. 繰 延 収 益		
(1) 長 期 前 受 金	7,861,758	
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>1,295,325</u>	
長期前受金合計		<u>6,566,433</u>
繰延収益合計		<u>6,566,433</u>
負債合計		11,469,849
資 本 の 部		
6. 資 本 金		
(1) 資 本 金		<u>705,141</u>
資本金合計		705,141
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
ア 受贈財産評価額		0
イ その他資本剰余金		<u>0</u>
資本剰余金合計		<u>0</u>
(2) 利 益 剰 余 金		
ア 減 債 積 立 金		182,660
イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		<u>42,852</u>
利益剰余金合計		<u>225,512</u>
剰余金合計		<u>225,512</u>
資本合計		<u>930,653</u>
負債資本合計		<u><u>12,400,502</u></u>

令和 8 年度下妻市下水道事業会計補正予算明細書（第1号）

収益的支出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分	金	額
1.	下	水	道	事	業	費	用		
1.	営	業	費	用					
	1.	汚	水	管	渠	費			
	3.	業	務	費					
	4.	総	係	費					

議案第 6 1 号

下妻市教育委員会委員の任命について

下記の者を下妻市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

下妻市長 菊 池 博

記

住 所

氏 名 島 田 和 夫

提案理由

現下妻市教育委員会委員である齊藤修一氏が、令和 8 年 1 0 月 1 日をもって任期満了となることから、後任の委員に島田和夫氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

履 歷

(略)

議案第 6 2 号

下妻市監査委員の選任について

下記の者を下妻市監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

下妻市長 菊 池 博

記

住 所

氏 名 舘 野 理

提案理由

現下妻市監査委員である舘野孝男氏が、令和 8 年 9 月 2 0 日をもって任期満了となることから、後任の委員に舘野理氏を選任するについて、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

履

歷

(略)

認定第 1 号

令和 7 年度下妻市一般会計歳入歳出決算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度下妻市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度下妻市一般会計歳入歳出決算を監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付するものである。

認定第 2 号

令和 7 年度下妻市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度下妻市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度下妻市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付するものである。

認定第 3 号

令和 7 年度下妻市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度下妻市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度下妻市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付するものである。

認定第４号

令和７年度下妻市介護保険特別会計歳入歳出決算について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和７年度下妻市介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年９月１日提出

下妻市長 菊池 博

提案理由

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和７年度下妻市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付するものである。

認定第 5 号

令和 7 年度下妻市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度下妻市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度下妻市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付するものである。

認定第 6 号

令和 7 年度下妻市水道事業会計決算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度下妻市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度下妻市水道事業会計決算を監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付するものである。

認定第 7 号

令和 7 年度下妻市下水道事業会計決算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度下妻市下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度下妻市下水道事業会計決算を監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付するものである。